

<資 料>

## 戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

—— 代言人・弁護士の履歴書 ——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

### 目 次

- 第1 はじめに
  - 第2 参考文献
  - 第3 代言人名簿
  - 第4 弁護士名簿
    - 1～10 (以上、『修道法学』第43巻第1号)
    - 11～47 (『修道法学』第43巻第2号)
    - 48～ (以下、『修道法学』第44巻第1号以下)
  - 第5 広島法律学校出身者名簿
  - 第6 弁護士法制略史
  - 第7 増田修著作目録
  - 第8 おわりに
- ### 索 引
- 第1 番号順代言人氏名
  - 第2 番号順弁護士氏名
  - 第3 番号順広島法律学校出身者氏名

### 第 4 弁護士名簿 (続)

明治26年5月以降 (続)

**11 岡崎仁三郎**「事務所」大阪府西区阿倍野下町2丁目第18番地寄留 (「大阪始審裁判所」明治15・2・20), 広島区大手筋3丁目678番地寄留 (「広島始審裁判所」明治15・4・24), 広島区大手町3丁目寄留 (「広島控訴裁判所」明治16・6・28), 広島区大手町3丁目30番地寄留 (「広島始審裁判所」明治18・4・13), 広島市大手町

3丁目30番邸（「名簿」明治32年），広島市大手町5丁目130番邸（「名簿」明治36年～42年），「電話」416（「名簿」明治37年～42年），広島市三川町（元綿貫執達吏宅）（「中国法律新報」明治43・1・25）。（注）岡崎仁三郎は、「全国代言人姓名録」（明治17年・40頁）では大阪組合代言人であるが、「大阪弁護士史稿」（昭和12年・1109頁～1114頁）では明治17年10月現在の大阪組合代言人には登録されていない。

文久元年7月8日生（「大衆人事録」第3版），大阪・平民（「大衆人事録」第3版）→広島・平民（「官報」明治26・6・9），明治14年8月代言人・大阪免許（「日本弁護士史」大正3年・1391頁），明治15年4月代言人・広島（「広島始審裁判所」明治15・4・24，「広島控訴裁判所」明治16・6・28，「広島地方裁判所」明治17・2・12，「中国法律新報」明治43・3・25），明治20年6月現在・代言人・広島（「帝国代言人姓名録」明治20年），明治23年4月～明治25年4月広島代言人組合副会長（「芸備日日」明治23・4・29，「芸備日日」明治24・4・28，「芸備日日」明治25・4・20），明治24年2月広島商業会議所会員・3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年・553頁），明治25年6月広島市議員・3回当選（「概観広島市議会史」昭和51年），明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治26年5月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治26・5・2），明治34年4月広島弁護士会副会長（「中国新聞」「芸備日日」明治34・4・30），明治34年6月広島弁護士会長（「芸備日日」明治34・6・19），明治35年1月広島弁護士会長（「芸備日日」明治35・1・14），明治36年9月広島市長代理者（「新修広島市史」第7巻・昭和35年・553頁），明治37年6月広島市議員（「概観広島市議会史」昭和51年），明治43年1月登録取消（「官報」明治43・2・9），大正3年12月弁護士登録・東京（「官報」大正3・12・25），大正14年2月登録取消（「官報」大正14・2・28），大正14年2月公証人・東京（「官報」大正14・2・10），昭和6年4月依願免公証人（「官報」昭和6・4・30）

「片々たる評伝」岡崎は，明治36年4月，松井繁太郎・前田米蔵・藤本直治郎と，大手町5丁目に合議法律事務所（支部・下関市田中町）を設立した（「中国新聞」明治36・4・14，「芸備日日」明治36・4・30）。しかし，明治40年5月に前田は東京に登録換し（「官報」明治40・6・3），松井は明治42年12

月に合議法律事務所を去り（「中国法律新報」明治43・1・1），合議事務所は解消され，岡崎は実業方面に進んだ（「中国法律新報」明治43・3・25，明治43・4・25）。

岡崎弁護士（仁三郎），一声と号し浄瑠璃社会に闊歩して，隠然素人連の牛耳を握り，技巧優に黒人の壘を摩するの評あり。所以あるかな，千声の雀群に入り鶴の一声を公々然として衆人稠坐の中に售る（但木戸銭なし）。是れ寧ろ同業の攢美する所。而して九州に金鉞を持ち，韓国に鉞山田野を購ひ，營口にホテルを構へ，清国に燐寸会社を設くるに至っては，同人の斉しく驚嘆して垂涎に堪えざる所，市会議員の争鹿に熱中せざる，曰く因縁なからずや（「中国法律新報」明治40・11・25）。

岡崎は，明治40年7月広島弁護士会常議員会において，日清燐寸（株）取締役就任について許可を得た。そして，明治43年1月には弁護士登録を取消し，（株）信泰公司の取締役にもなった。しかし，大正3年6月には，日清燐寸（株）・（株）信泰公司の取締役は退任している（「広島商工興信録」大正3年・5頁・39頁）。実業界では，うまく行かなかったようである。

大正2年2月長屋謙二市長が死亡した後，同年5月，市民派・革新派の派閥抗争から，横山金太郎広島市会議長は，革新派議員のみで市長第1候補者に岡崎仁三郎を選出した。しかし，内務大臣から選挙は適法でないと再選挙を命じられ，岡崎は広島市長になれなかった（「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成22年・315頁～316頁）。

「文献」「合議法律事務所の創立」・「合議法律事務所開設広告」（「芸備日日」明治36・4・30），「現今人名辞典」第3版・明治36年・を25頁，「岡崎氏寅饗会」（「中国法律新報」明治43・3・25），「人事興信録」第3版・明治44年・を214頁，「人事興信録」第4版・大正4年・を123頁，「大衆人事録」昭和3年版・昭和2年・179頁，「広島県先賢伝」昭和18年・66頁，「新修広島市史」第7巻・昭和35年・553頁，「広島代言人組合沿革誌」平成18年・759頁，「広島弁護士会沿革誌」明治編・平成20年・136頁

**12 高橋嘉一郎**「事務所」広島市西魚屋町42番邸安倍萬太郎代官事務所（「芸備日日」明治24・1・9）

慶応2年4月15日生（「芸備日日」明治43・9・15），広島安佐郡長束村・平民（「官報」明治23・11・29），明治23年5月広島法律学校卒業（「芸備日日」明治23・5・16），明治23年11月代言人試験及第（「官報」明治23・11・29），明治23年12月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年），明治23年12月安倍萬太郎代言事務所執務（「芸備日日」明治24・1・9），明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治28年3月登録取消（「官報」明治28・3・20），明治28年2月赤間関区裁判所判事（「官報」明治28・2・26～27），明治31年3月大分地方裁判所判事（「官報」明治31・3・11），明治33年1月広島地方裁判所判事（「官報」明治33・1・26），明治36年1月広島地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治36・1・4），明治37年1月広島地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治37・1・4），明治38年1月広島地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治38・1・4），明治38年4月広島控訴院判事（「官報」明治38・4・4），明治43年4月広島地方裁判所部長（「官報」明治43・4・9），明治43年9月14日死亡（「官報」明治43・9・20）

「片々たる評伝」名判官として夙に斯界に令名ありし，広島地方裁判所部長判事高橋嘉一郎氏は，宿痾の為七月上旬以来引籠静養中の処，薬石効なく終に一昨日午前四時廿分活焉として逝けり，是より先氏の病氣危篤の報天聴に達するや，特旨を以て位一級（従五位）を進められ且五級俸を下賜せらる，尚葬儀は本日午後三時上柳町自宅出棺向西館に於て行はるゝ由，氏は慶応二年四月十五日本県安佐郡長束村に生まれたる人，今其略歴を記せば左の如し。明治二十年四月広島法律学校に入校・廿三年五月十三日同校卒業（以下省略）（「芸備日日」明治43・9・15）。

「文献」「高橋判事逝く」（「芸備日日」「中国新聞」明治43・9・15）

**13 渡邊又三郎**（戸籍上は渡邊。旧姓，田上豊之助）「事務所」広島区竹屋村（「三次区裁判所」明治12・10・27），広島区向川場町875番次新3番屋敷服部豊方同居（「広島裁判所」明治14・5・17），広島区大手町4丁目（「広島控訴裁判所」明治16・4・11），広島区大手町4丁目84番邸（「広島控訴裁判所」明治17・4・7），広島区大手町4丁目14番邸（「広島控訴裁判所」明治19・2・26），広島市大手町4丁目14

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

番邸 (「芸備日日」明治25・5・24)、広島市下中町80番邸田上諸藏法律事務所と同事務所 (「芸備日日」明治28・1・1)、広島市西魚屋町99番邸田上諸藏法律事務所と同事務所 (「名簿」明治32年～35年)

嘉永3年4月1日生 (「戸籍謄本」)、広島広島市小姓町・士族 (「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治10年3月代言人・広島免許 (「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治14年4月～明治16年4月広島代言人組合会長 (「日本帝国国會議員正伝」明治22年)、明治20年4月広島代言人組合会長 (「芸備日報」明治20・4・19、「官報」明治20・9・3)、明治21年2月広島県会議員・副議長・2回当選 (「広島県議会史」第6巻・昭和40年)、明治22年6月広島市会議員 (「概説広島市議会史」昭和51年)、明治22年9月広島市会議長 (「概説広島市議会史」昭和51年)、明治23年6月広島代言人組合・告諭規則違反 (「芸備日日」明治23・6・19)、明治23年7月衆議院議員無所属・3回当選 (「衆議院議員名鑑」平成2年)、明治26年5月弁護士登録・広島 (「官報」明治26・6・9)、明治35年10月登録取消 (「官報」明治35・10・14)、明治42年9月広島市長 (「日本歴代市長」第3巻・昭和60年)、明治43年7月18日死亡 (「芸備日日」「中国新聞」明治43・7・19)

「片々たる評伝」「渡邊又三郎君 (広島県第一区) 保守・代言人」…年十九歳の頃、旧藩主、君の才器を愛し、屢々召して物を賜ひ、君、因て昵懇するを得たり、年甫めて十九歳武官となり、尋で一中隊の長に挙げられる、二十二にして藩兵を解体し常備軍を編成せるの挙あり、時に或人君を薦めて陸軍大尉となさんとす、而して君は故ありて固くこれを辞したりしが、偶々世事に感ずる所ありて、…民間に在りて事業を執らんとせり。爾來、君は法律学を修めて代言人とならんとす (「帝国衆議院議員正伝」明治23年・480頁)。

明治25年5月28日貴族院を通過した「民商法施行延期法案」は、衆議院に回付され、同年6月10日の本会議に付された。まず、司法大臣田中不二麻呂子の原案否決を希望する演説に次いで、渡邊又三郎が先陣を切って原案反対意見を述べた。…しかし、大勢如何ともする能はず、…原案採決の

結果…延期法案は可決確定することになった(穂積陳重「法窓夜話」第97話)。

渡邊は、明治42年広島市議会において広島市長の推薦を受け、東京で事業をしていたが病をおして帰郷し、明治42年9月市長に就任した。明治32年8月に妻を亡くした渡邊は、田上諸藏の家で寝起きしていたが、咽喉癌が進行したため、明治43年6月平塚町に住宅を構えた。渡邊は、市政を病床で指揮していたが、明治43年7月18日死亡した。その間、1日も市庁舎には出勤することはなかった。

渡邊又三郎の長男哲郎は北海道で教育事業をしていたが明治39年6月自殺し、次男英麿は明治38年7月東京帝国大学法科大学政治学科を卒業したが子がなく昭和12年10月死亡し、三男省三は松山廣居の養子となり、四男寧道は横山金太郎の養子となったので、渡邊家を継ぐ者は無かった。

『文献』『日本帝国国會議員正伝』(田中宋栄堂・1889年8月・480頁)、『帝国衆議院議員実伝』(同盟書房・1889年8月・255頁)、「現今人名辞典」第3版・明治36年・わ15頁、「渡邊前市長逝去」(「中国新聞」「芸備日日」明治43・7・19)、「眠るが如き大往生 故渡邊又三郎氏の臨終」(「中国新聞」明治43・7・20)、「広島県先賢伝」昭和18年・67頁、「新日本人物大観」広島県版・昭和34年・42頁、「新修広島市史」第7巻・昭和35年・546頁、「20人の広島市長」(「中国新聞」昭和54・3・10夕刊)、「日本歴代市長」第3巻・昭和60年・88頁、「衆議院議員名鑑」平成2年・728頁、「渡邊又三郎を告諭」(「広島代言人組合沿革誌」平成18年・792頁)

**14 横山金太郎**「事務所」広島市大手町4丁目14番邸渡邊又三郎法律事務所(「芸備日日」明治25・1・8、明治25・5・24)、広島市小町1番邸(「芸備日日」明治27・5・1)、…広島市小町33番邸(「名簿」明治33年)、広島市堀川町100番地「電話」135(「名簿」明治37年)、広島市堀川町96番地(「名簿」明治41年)、広島市堀川町100番地(「名簿」明治43年～昭和5年)、…東京市麻布区新堀町7「電話」高輪5750(「名簿」昭和7年～9年)、…広島市三川町36「電話」中0135(「名簿」昭和14年～18年)

明治元年11月1日生(「戸籍謄本」)、広島比婆郡東城村・平民(「官報」明治24・12・12)、明治23年5月広島法律学校卒業(「芸備日日」明治23・5・16)、

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

明治24年9月東京法学院卒業（「東京法学院院友会会員名簿」明治29年・54頁）、明治24年12月代言人試験及第（「官報」明治24・12・12）、明治25年1月代言人・東京免許広島開業（「日本弁護士史」大正3年、「芸備日日」明治25・1・8）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治28年11月登録取消（「官報」明治28・11・11）、明治28年10月西条区裁判所判事（「官報」明治28・10・31、明治28・11・1）、明治30年7月宇和島区裁判所判事（「官報」明治30・7・14）、明治30年12月台湾総督府法院判官・台北地方法院判官（「官報」明治30・12・18、明治31・2・1）、明治31年2月兼覆審法院判官（「官報」明治31・2・26）、明治31年7月解兼職（「官報」明治31・8・8）、明治32年10月依願免本官（「官報」明治32・10・26）、明治32年11月弁護士登録・広島（「官報」明治32・11・18）、明治36年9月広島県会議員・2回当選（「広島県議会史」第2巻・昭和35年）、明治37年11月広島県会副議長・2回当選（「広島県議会史」第6巻・昭和40年）、明治40年6月広島市会議員（「概説広島市議会史」昭和51年）、明治41年5月衆議院議員憲政会・民政党・9回当選（「衆議院議員名鑑」平成2年）、明治45年1月広島市会議長（「概説広島市議会史」昭和51年）、大正3年6月～大正4年10月広島弁護士会長（「芸備日日」大正3・6・22、「中国新聞」大正4・11・2）、昭和6年4月登録取消（「官報」昭和6・5・16）、昭和6年4月文部政務次官（「官報」昭和6・4・16）、昭和7年1月弁護士登録・東京（「官報」昭和7・2・3）、昭和10年2月登録取消（「官報」昭和10・3・5）、昭和10年2月広島市長（「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年）、昭和14年5月弁護士登録・広島（「官報」昭和14・6・12）、昭和20年9月25日死亡脳溢血（「中国」昭和54・3・23夕）、昭和21年6月29日登録取消・死亡（「官報」昭和21・8・13）

「片々たる評伝」横山金太郎は、勉強をしたい思いから、明治19年春に、祖父の知り合いという以外は何の縁故もなかったが、代言人渡邊又三郎を頼って家出した。横山を引見した渡邊は、見処があると直覚して世話することにした。横山は、玄関番・書生となり、広島法律学校に入り同校を卒業すると、明治23年東京法学院の3年生に編入学して明治24年9月卒業し、

同年12月代言人試験に及第した。

横山は、明治27年独立して小町に看板を掲げたが、事件の依頼人は殆ど無かった。その頃、広島法律学校・東京法学院と同じ経路を踏んで同期に卒業し、弁護士から司法官となった山口県人の吉原謙亮から、何も経験であるからと司法官の勧誘を受けたので任官し、更に台湾判官の勧誘も受け台北法院に赴任した。台湾では、被告人達は大男で横山は小男であったので、睨みを利かす方法として関羽髭を生やし、この髭は衆議院でも名物の一つとなった（「巨人新人」昭和3年）。

横山金太郎（憲政会）は、従弟の弁護士横山勝太郎（憲政会）と共に、第45議会（大正10年12月26日～大正11年3月25日）および第46議会（大正11年12月27日～大正12年3月26日）において、陪審法案委員会委員として法案審議に当たり、その成立に尽力した。第45議会では、金太郎は「陪審法案に対して警告的に賛成する」という名演説を行った（『国会画報』2002年2月号・28頁）。しかし、貴族院では議事引き延ばしにあい、会期切れのため審議未了に終わった。ところが、廃案となった陪審法案は再度、第46議会に提出され、衆議院では大正12年3月2日可決され、貴族院でも大正12年3月21日可決され成立した。

夫人豊子は、恩師渡邊又三郎の長女で、広島師範出身の才色兼備の人であり、夫横山金太郎の選挙運動の度毎に、参謀長兼会計監督として腕を振るった。横山は、夫人との間に長男が生まれたが間もなく死亡したので（「芸備日日」明治33・5・1）、渡邊又三郎の末子（四男＝妻豊子の弟）寧道を養子に迎えた。寧道は、明治44年京都帝国大学医科大学を出て独逸に留学し、帰朝後は広島県病院の耳鼻咽喉科長を務め、三川町に耳鼻科咽喉専門医院を開業した（「広島県人物評伝続」大正14年・245頁）。寧道の三男・滋が耳鼻科医院を継ぎ、滋の長男・隆通が同じ場所で歯科医院をしている（「中国新聞」昭和54・3・23夕刊）。

「文献」「大日本人物誌」大正2年・よ37頁、「広島商工興信録」大正3年・90頁、「広島県百人物評論」大正4年・171頁、「弁護士の舌・何を語る（4）責任は何方に…殖



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

て行く離婚問題 横山金太郎氏談」(「芸備日日」大正5・9・30),「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市72頁,「陪審制度民法改修の研究(2)人権問題と陪審制・国情に適する十二ヶ条 横山金太郎氏談」(「芸備日日」大正8・12・6),「広島市百二十傑伝」大正10年・76頁,「広島県人物評伝」大正12年・251頁,「老廷丁の見た広島 of 弁護士(3)永遠に刑事の花形 横山金太郎君」(「芸備日日」大正13・4・3),「新代議士名鑑」大正13年・366頁,「一日一人 熟柿主義 横山金太郎氏・代議士弁護士,広島地方有数の読書人蔵書家である」(「芸備日日」大正15・8・26),「巨人新人・代議士弁護士の横山金太郎さん」(「中国新聞」大正15・10・12~16,後に「巨人新人」昭和3年・778頁に収録),「中央大学史」昭和2年・532頁,「大衆人事録」昭和3年版・ヨ17頁,『明治大正史』第15巻人物篇・明治大正史刊行会・1930年5月・5頁,「人事興信録」第9版・昭和6年・ヨ16頁,「広島県誌」昭和7年・852頁,「広島県紳士録」昭和8年・27頁,『衆議院議員略歴』(衆議院事務局・1940年10月・ヨ489頁),「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・広島34頁,「人事興信録」第14版・昭和18年・ヨ14頁,「新日本人物大観」広島県版・昭和34年・40頁,「新修広島市史」第7巻・昭和35年・549頁,「20人の広島市長」(「中国新聞」昭和54・3・23夕刊),「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年・92頁,「先進(物故)会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・588頁),「衆議院議員名鑑」平成2年・702頁

**15 富島豊太郎**「事務所」広島市小町79番地(「芸備日日」明治25・2・24),広島市小町1番次1番地(「芸備日日」明治25・6・2),「浜田事務所」島根県那賀郡浜田町大字新町45番地(明治28・4・23「官報」明治33・1・20),広島市大手町3丁目30番邸岡崎仁三郎法律事務所(「名簿」明治32年~明治35年),…明治36年~明治39年「名簿」には,富島豊太郎は登載されていない(大患に罹り療養中)…,島根県浜田町大字浅井22番地(「名簿」明治40年),「電話」浜田78(「名簿」大正元年),島根県美濃郡益田イ495ノ2(「名簿」大正3年~昭和10年),「電話」益田164(「名簿」昭和6年~10年)

慶応元年5月30日生(「日本弁護士大鑑」昭和11年・200頁),島根・平民(「官報」明治23・11・29),明治23年5月広島法律学校卒業(「芸備日日」明治23・

5・16), 明治23年11月代言人試験及第(「官報」明治23・11・29), 明治23年12月代言人・広島免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), …明治28年4月浜田事務所設置・島根県那賀郡浜田町大字新町45番地(「官報」明治33・1・20), 明治32年12月広島控訴院懲戒裁判判決「浜田事務所」弁護士に必要な信用を失墜過料70円(「官報」明治33・1・20), …明治34年3月弁護士名簿登録・台湾(「台湾総督府文書目録」第6巻・332頁)…, 明治39年12月26日登録換・広島から松江・数年前大患に罹り, 郷里浜田で療養し回春(「官報」明治40・1・17, 「中国法律新報」明治40・1・25), 昭和11年3月28日登録取消・死亡(「官報」昭和11・4・10)。

「片々たる評伝」富島豊太郎氏は, 往年当地(注, 広島)にありて弁護士に従事し, 其後郷里浜田に帰往し, 肺患の爲め数年前より業務を抛ち静養中, 昨年来大に快癒して殆ど旧に復せしより, 再び業務を執るに至り, 此程訟事を帯びて入広せるを好機とし, 森田・田上・高田・高橋(榮)・平本・横山・高野・松井等の諸同人は, 去る(注, 明治40年)四月二十四日夕, 氏を大麓楼に招きて晚餐を供し, 温故の閑談に時を移し, 果ては森田氏の独特にして斬新なる筑前琵琶の擦奏に腹を抱へ面白可笑しく退散せり(「広島法律新報」明治40・4・30)。

**16 難波泰慈**「事務所」岡山県備中国小田郡甲奴村(「大阪上等裁判所」明治10・3・30), 大阪府北区中之島3丁目6番地寄留(「大阪上等裁判所」明治14・3・事件番号106号), 広島県備後国御調郡尾道久保町寄留(「尾道始審裁判所」明治15・5・5), 御調郡尾道久保町95番地寄留(「尾道治安裁判所」明治18・4・24), 御調郡尾道久保町121番邸寄留(「広島始審裁判所尾道支庁」明治20・12・7), 御調郡尾道町字久保寄留(「尾道治安裁判所」明治22・7・31)

岡山・平民, 明治11年7月代言人・岡山免許(以上, 「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治17年1月現在・代言人・岡山(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治20年12月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治21・2・7), 明治21年6月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治21・9・8), 明治21年12月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治22・3・22), 明治22年4月尾道代

言人組合会長（「芸備日日」明治22・4・23, 「官報」明治22・10・3）, 明治22年12月現在・尾道代言人組合会長（「官報」明治23・2・6）, 明治23年6月現在・尾道代言人組合会長（「官報」明治23・8・22）, 明治23年12月現在・尾道代言人組合会長（「官報」明治24・2・18）, 明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）, 昭和26年7月破産管財人（「官報」明治26・7・3）, 明治30年5月依願解破産管財人（「官報」明治30・3・27）。（注）難波泰慈は、明治32年8月「名簿」には、登録されていない。明治30年5月～32年8月までの間の「官報」にも、登録取消・登録換などの記録は、掲載されていない。

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した（「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12）。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると、創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。明治21年12月31日現在の尾道代言人組合の代理人は8名（会長難波泰慈）であるから（「官報」明治22・3・22）, 全員が創立員となっている。校主は、難波泰慈という（「私立尾道法律学校規則」, 鈴木秀幸「大学史の散歩道（87）学校を発掘する」）。

しかし、毎年発行される「広島県統計表」（明治20年～明治28年）中の「公立各種学校教員生徒」欄に、広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが、尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが、記録するいとまもなく、短期間に終わったのであろう。

「資料」『私立尾道法律学校設立趣意書（「私立尾道法律学校規則」を含む）』（明治22年3月, 法政大学ポアソナード現代研究所所蔵・明治大学史資料センターを通じて画像入手）, 鈴木秀幸「大学史の散歩道（87）学校を発掘する（その13）——尾道法律学校と入江依徳——」（『M-style』NO.17, 明治大学・2008・4・21）, 「広島法律学校沿革誌 附, 講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」平成18年・266頁

17 安部改造「事務所」広島県第20大区9小区神石郡高蓋村239番地（「尾道区裁

判所」明治11・1・17), 御調郡尾道久保町寄留(「尾道治安裁判所」明治15・2・27), 御調郡尾道久保町176番地寄留(「尾道治安裁判所」明治18・5・25), 「出張所」深津郡福山町字鍛冶屋町(「芸備日日」明治26・5・9), 尾道市字久保16番邸(「名簿」明治32年), 尾道市久保町16番邸(「名簿」明治36年)。(注)明治37年「名簿」以降には登載されていない。

広島・平民, 明治12年1月代言人・広島免許(以上, 「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治17年1月現在・代言人・尾道(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治26年5月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治26・5・2), 明治27年5月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治27・5・29), 明治31年6月尾道市会議員・2回当選(「尾道市議会100年史」資料編・平成10年), 明治31年6月尾道市会議長代理(「尾道市議会100年史」資料編・平成10年), 大正9年1月7日登録取消・死亡(「官報」大正9・1・14)

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した(「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12)。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると, 創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし, 毎年発行される「広島県統計表」(明治20年~明治28年)中の「公私立各種学校教員生徒」欄に, 広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが, 尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが, 記録するいとまもなく, 短期間に終わったのであろう。

「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書(「私立尾道法律学校規則」を含む)』(明治22年3月, 法政大学ポアソナード現代研究所所蔵, 明治大学史資料センターを通じて画像入手)

**18 大芝榮廣**「事務所」広島市天神町13番地松山廣居法律事務所(「芸備日日」明治26・2・24), 広島市大手町4丁目30番邸松山廣居法律事務所(「芸備日日」明治26・5・3), 広島市大手町5丁目15番屋敷(「芸備日日」明治26・11・17)

増田：戦前期広島の新士名簿（2）

慶応3年1月生（「法曹界人物事典」I），東京麻布区網代町・士族（「官報」明治26・1・28），明治23年7月専修学校卒業（「法曹界人物事典」I），明治26年1月代言人試験及第（「官報」明治26・1・28），明治26年1月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年），明治26年1月松山廣居代言事務所執務（「芸備日日」明治26・2・24），明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治29年10月登録換・福島（「官報」明治29・11・4），明治30年12月登録取消（「官報」明治30・12・28），明治30年12月酒田区裁判所判事（「官報」明治30・12・18，明治30・12・22），明治31年12月鶴岡区裁判所判事（「官報」明治31・12・15），明治32年1月鶴岡区裁判所判事・予審掛（「官報」明治32・1・4），明治32年11月山形区裁判所判事（「官報」明治32・11・14），明治32年12月兼山形地方裁判所判事（「官報」明治32・12・22），明治34年3月解本職専山形地方裁判所判事（「官報」明治34・3・15），明治34年7月米沢区裁判所判事（「官報」明治34・7・24），明治34年7月米沢区裁判所判事・予審掛（「官報」明治34・8・1），明治35年1月米沢区裁判所判事・予審掛（「官報」明治35・1・4），明治36年6月山形地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治36・6・2），明治37年1月山形地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治37・1・4），明治37年2月鶴岡区裁判所監督判事（「官報」明治37・2・19），明治39年6月山形区裁判所判事・予審掛（「官報」明治39・6・16），明治40年1月山形区裁判所判事・予審掛（「官報」明治40・1・4），明治41年1月山形区裁判所判事・予審掛（「官報」明治41・1・4），明治42年1月山形区裁判所判事・予審掛（「官報」明治42・1・4），明治42年5月古川区裁判所判事・予審掛（「官報」明治42・5・26），明治43年1月古川区裁判所判事・予審掛（「官報」明治43・1・4），明治43年3月解予審掛・古川区裁判所監督判事（「官報」明治43・4・2），大正2年5月白河区裁判所監督判事・予審掛（「官報」大正2・5・30），大正4年8月一関区裁判所監督判事（「官報」大正4・8・12），大正7年5月7日死亡（「官報」大正7・5・15）  
「文献」「法曹界人物事典」I・720頁

19 藤井公道（旧名，九一郎）「事務所」東京府神田区錦町2丁目6番地（「芸備

日日」明治21・7・18), 東京府日本橋区蠣壳町3丁目2番寄留(「東京控訴院」明治22・2・6), 広島県備後国御調郡尾道町字久保(「広島始審裁判所尾道支庁」明治22・12・17), 広島市紙屋町4番邸次1番・「出張所」御調郡尾道町字久保205番邸(「芸備日日」明治23・5・27), 広島市大手町2丁目9番地(「芸備日日」明治24・9・4), 広島市三川町79番屋敷(「芸備日日」明治25・5・8), 広島市下中町87番地(「芸備日日」明治25・6・19), 尾道市字大久保138番邸(「名簿」明治32年)

広島・平民(「官報」明治20・9・30), 明治20年7月東京法学院卒業(「東京法学院學則」明治23年・34頁), 明治20年9月代言人試験及第(「官報」明治20・9・30), 明治20年11月代言人・東京免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治23年3月広島県議員(「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治23年5月広島事務所・尾道出張所(「芸備日日」明治23・5・27), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治28年4月(「芸備日日」明治28・4・24)・明治29年4月(「中国新聞」明治29・4・28)・明治30年4月(「中国新聞」明治30・4・27)・明治31年4月(「芸備日日」明治31・4・26)・明治32年4月(「芸備日日」明治32・4・25)・明治33年4月広島弁護士会副会長(「中国新聞」明治33・4・28), 明治33年5月登録取消(「官報」明治33・5・22), 明治33年5月三次区裁判所判事(「官報」明治33・5・8~9), 明治37年10月三次区裁判所判事・予審掛(「官報」明治37・10・7), 明治38年1月三次区裁判所判事・予審掛(「官報」明治38・1・4), 明治40年6月西郷区裁判所判事・予審掛(「官報」明治40・6・21), 明治41年1月西郷区裁判所判事・予審掛(「官報」明治41・1・4), 明治42年1月西郷区裁判所判事・予審掛(「官報」明治42・1・4), 明治43年1月西郷区裁判所判事・予審掛(「官報」明治43・1・4), 明治43年3月新見区裁判所判事(「官報」明治43・4・2), 大正元年9月26日死亡(「官報」大正元・10・4)

**20 藤井乾助**「事務所」東京府日本橋区西河岸17番地寄留(「東京始審裁判所」明治20・12・27), 浅東京府草区高安町2番地寄留(「東京始審裁判所」明治22・5・31), 東京府下谷区茅町2丁目21番地(「麹町区治安裁判所」明治22・12・27), 広島県備後国深津郡福山町字深津35番邸(「芸備日日」明治25・5・11), 福山市天神町

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

(「名簿」大正8年)

文久3年4月17日生(「人事興信録」第5版), 広島備後深津村・平民(「官報」明治20・9・30, 「人事興信録」第5版), 明治20年9月代言人試験及第(「官報」明治20・9・30), 明治20年11月代言人・東京免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治21年7月英吉利法律学校卒業(「東京法学院学則」明治23年・35頁), 明治25年3月広島県会議員(「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治25年5月代言人・福山(「芸備日日」明治25・5・11), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治31年1月登録取消(「官報」明治31・1・18), 明治30年12月台湾総督府法院判官・新竹地方法院判官(「官報」明治30・12・28, 明治31・2・1), 明治31年7月台南地方法院判官・嘉義出張所詰(「官報」明治31・8・8), 明治31年12月兼台湾総督府臨時法院判官(「官報」明治31・12・23), 明治32年7月解台南地方法院・嘉義出張所詰(「官報」明治32・7・24), 明治32年10月台北地方法院判官(「官報」明治32・11・7), 明治33年7月兼覆審法院判官(「官報」明治33・7・17), 明治34年3月解本職専覆審法院判官(「官報」明治34・4・11), 明治34年5月台北地方法院判官兼覆審法院判官(「官報」明治34・5・31), 明治34年8月解本職専覆審法院判官(「官報」明治34・9・7), 明治42年10月台南地方法院長(「官報」明治42・10・18), 大正4年8月兼台湾総督府臨時法院判官(「官報」大正4・8・30), 大正5年5月台中地方法院長(「官報」大正5・5・25), 大正7年5月退職(「官報」大正7・5・16), 大正8年1月弁護士登録・広島(「官報」大正8・1・21), 大正14年9月25日死亡(「官報」大正14・11・4), 大正14年10月13日登録取消・死亡(「官報」大正14・10・23)

「片々たる評伝」鬼才縦横の君も, 官場の人としては, 期待の成功を贏ち得なんだ(「広島県人物評伝」大正12年)。

「文献」「広島県人物評伝」大正12年・600頁, 「人事興信録」第5版・大正7年・ふ6頁, 「誠之館人物誌」平成16年・465頁

**21 大西虎造**「事務所」広島県備後国御調郡尾道町字久保120番次1番邸難波泰慈  
代官事務所内(「芸備日日」明治25・3・5), 御調郡尾道町字久保181番邸(「芸備

日日」明治25・11・30), 御調郡尾道町久保(「芸備日日」明治26・5・9), 尾道市字久保160番邸(「名簿」明治32年~昭和7年), 「電話」123(「名簿」明治41年~昭和7年)

慶応元年9月8日生(「広島県紳士名鑑」大正6年), 岡山浅口郡六条院村・平民(「官報」明治24・12・12), 明治24年7月関西法律学校卒業(「広島県紳士名鑑」大正6年), 明治24年12月代言人試験及第(「官報」明治24・12・12), 明治25年1月代言人・岡山免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治25年3月代言人・尾道・難波代言事務所執務(「芸備日日」明治25・3・5), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 大正6年6月尾道市会議員・2回当選(「尾道大鑑」昭和8年), 大正10年6月尾道市会議長・5回当選(「尾道大鑑」昭和8年), 昭和8年4月10日登録取消・死亡(「官報」昭和8・4・24)

「片々たる評伝」資性温厚篤実にして全市の名望為に集り, 現市会議員の栄職にありて市政の任に接衝し, 老翁白髯を撫して完爾法廷に立ちて, 表裏憶説なく専ら弁護の職を完す(「広島県紳士名鑑」大正6年)。「嗜好」詩賦又俳諧を能くし一瓢の号あり(「大日本人物誌」大正2年)。

「文献」「大日本人物誌」大正2年・を51頁, 「広島県紳士名鑑」大正6年・尾道市13頁, 「尾道大鑑」昭和8年・25頁・28~29頁

**22 河端守綱**「事務所」愛媛県伊予国温泉郡魚町(「大阪上等裁判所」明治10・4・10), 広島県備後国御調郡尾道久保町寄留(「大阪裁判所」明治12・10・23), 御調郡尾道久保町3103番屋敷寄留(「広島裁判所」明治14・10・11), 広島区竹屋町553番地寄留(「広島治安裁判所」明治15・2・簿冊内番号23), 広島区竹屋町187番邸寄留(「広島治安裁判所」明治18・10・12), 広島区平塚町308番邸寄留(「広島始審裁判所」明治18・10・23), 広島区小町133番邸寄留(「広島始審裁判所」明治19・3・27), 広島区中町37番邸寄留(「広島治安裁判所」明治19・11・27), 広島区竹屋町69番邸寄留(「広島治安裁判所」明治20・10・31), 広島区三川町57番邸(「広島治安裁判所」明治21・6・8), 広島市三川町47番邸(「名簿」明治32年~明治36年)

愛媛・士族(「帝国代言人姓名録」明治20年)→広島・士族(「官報」明治26・6・9), 明治10年3月代言人・広島免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明



増田：戦前期広島の弁護士名簿（2）

治13年6月広島代言人組合副会長（「広島日報」明治13・7・12～13），明治20年10月広島神道分局神官就任（「芸備日日」明治20・10・11），明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治36年10月広島控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から民事事件受任過料30円（「官報」明治36・11・12），明治37年8月8日登録取消・死亡（「官報」明治37・8・16）

「片々たる評伝」「代言議会祝詞 其七」伏テ惟ミルニ茲年司法卿ハ令ヲ敷キ弁護職務ノ規範ヲ一層緻密ニシ蒼生ヲシテ其暢達スヘキニ舒ル能ハス其尽ス可キニ尽サンノ理ヲ識別セサル者誘液シ権利ニ義務ニ公道以テ之ヲ拡充シ其安キニ居ラシメンコトヲ望ムノ切ナルニ原因シ以テ今日議會ノ挙アルニ到レリト然而不才偶々衆ノ公撰ヲ辱シ明リニ副会長ノ地ヲ占ムルニ至レリ其信拠ノ厚キ實ニ歎喜欣悦ニ堪スト雖又甚痛ム其事務ノ挙行ノ如何ヲ故ニ同僚ニ冀クハ親睦ニ協力同心シ其守ル約ニシテ該会ノ基礎ヲ堅固ニセハ我同僚庶丈ノ卒甚而已ナクス周ク公衆ヲシテ其影響ヲ及ホシ冥夢ヲ覺メ開明ノ域ニ入ラシメンコトヲ是議會起ル旨趣ナルヘシト式ニ蒞ミ蕪辭ヲ蒐輯シ慶賀ノ意ヲ陳ス稽顙 明治十三年六月 副会長 河端守綱 謹述（明治13年6月29日代言人組合創立総会に於ける祝辞「広島日報」明13・7・13）

明治30年代喜多流を中心に調成社という能楽団体の結社がつけられた。その社員の中に、河端守綱の名前が見える（「新修広島市史」第4巻・468頁）。「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・296頁

**23 小川浩行**（旧名・上村尚之進）「事務所」東京府京橋区銀座1丁目23番地（「東京控訴院」明治24・3・19），広島市大手町2丁目56番邸（「芸備日日」明治24・8・9），広島市西魚屋町（「広島控訴院」明治25・10・3），広島市鉄砲屋町97番邸（「芸備日日」明治25・10・23），三次郡三次町（「芸備日日」明治26・9・5），双三郡三次町949番邸（「名簿」明治32年），双三郡三次町1708番邸（「名簿」明治41年～昭和18年），「電話」三次112（「名簿」大正3年～昭和18年）

慶応2年5月生，広島・士族（以上「広島県紳士名鑑」大正6年），明治21年7月明治法律学校卒業（「明治大学一覽」昭和12年・2頁），明治23年11月代言人試験及第（「官報」明治23・11・29），明治23年12月代言人・東京免許（「日

本弁護士史」大正3年), 明治24年8月代言人・広島(「芸備日日」明治24・8・9), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 昭和22年12月23日登録取消・死亡(「官報」昭和23・1・23)

「片々たる評伝」君は慶応二年五月を以て生る, 幼にして浅野学校中等科を出で, 後吉村斐山氏に就き漢学を修むるところありしが, 明治十七年奮然笈を負ひ, あらゆる艱難辛苦と戦ひ, 或は食客となり, 或は学僕となり, 時に病勢猖獗を極めて死に瀕するの境遇に陥りし事ありしも, 千辛万苦悉く闘ひ来りて意とせず, 明治十九年明治法律学校に入学し, 研鑽努力到底人智の及ばざる程に苦心し, 遂に二十三年優等の成績を以て卒業の栄冠を荷ひ, 同年代言試験に及第し, 二十四年六月帰郷, 偶々三次に民事支部開設せられしより来り開業し, 今日に至れるものなるが, 其功績実に立志伝中の人也(「広島県紳士名鑑」大正6年)。

「小川弁護士に感謝状を贈る」県下双三郡三次町の下水道新設修繕工事は原村の山本三代藏が請負ひしに, 端なく請負人と三次町との間に争論起り, 三代藏は同地の弁護士葛上龜太郎氏を訴訟代理人として法人たる三次町を被告として三次区裁判所に出訴したれば, 三次町は同地の弁護士小川浩行氏に訴訟代理人たらんことを依頼したるに, 氏は奮って之に応じ無報酬にて訴訟代理人となり, 爾来数回の口頭弁論の末, 遂に三次町の勝訴に帰したれば, 長岡三次町長は町会の決議を経て感謝状を贈り, 氏が公共の為に尽したる功績を謝するの意を表したり, 因みに記す小川氏は常に心を公共の事に用ゐ, 就中教育事業は氏の尤も熱中せる所にして, 同地方にても頗る人望ありと(「芸備日日」明治37・12・5)。

「履歴」東恵仁『明治弁護士列伝』(周行社, 1998年9月・53頁), 「広島県紳士名鑑」大正6年・双三郡14頁

**24 橋野嘉三郎**「事務所」広島県第19大区1小区備後国品治郡大橋村340番屋舗(「尾道区裁判所」明治11・7・13), 御調郡尾道久保町寄留(「尾道治安裁判所」明治15・1・14), 御調郡尾道久保町229番屋敷寄留(「尾道治安裁判所」明治18・6・30), 御調郡尾道町字久保(「尾道治安裁判所」明治20・12・20)

広島・平民，明治12年1月代理人・広島免許（以上，「帝国代理人姓名録」明治20年），明治17年1月現在・代理人・尾道（「全国代理人姓名録」明治17年），明治26年5月新士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治28年3月登録取消・新士法第5条第2該当証書変造重禁固4月罰金4円（「官報」明治28・3・11）

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代理人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した（「芸備日日」明治22・3・16，明治22・4・12）。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると，創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし，毎年発行される「広島県統計表」（明治20年～明治28年）中の「公私立各種学校教員生徒」欄に，広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが，尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが，記録するいとまもなく，短期間に終わったのであろう。

橋野は，神石郡油木村本多秀五郎の訴訟代理人として，同郡同村松川金次郎を相手取り，福山区裁判所に於いて民事訴訟中，証書の証書の日付を変造したことが発覚し（「芸備日日」明治27・6・19，明治27・7・1），明治27年12月6日，広島地方裁判所尾道支部において，証書変造被告事件について重禁固4ヶ月罰金4円の判決を受け，広島控訴院に控訴したが（「芸備日日」明治27・12・18），明治28年2月5日，控訴棄却の判決があった（「芸備日日」明治28・2・6）。

「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書（「私立尾道法律学校規則」を含む）』（明治22年3月，法政大学ボアソナード現代研究所所蔵，明治大学史資料センターを通じて画像入手），「広島新士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・275頁

**25 脇本東助**「事務所」広島県備後国御調郡尾道土堂3070番邸（「尾道区裁判所」明治11・11・13），御調郡尾道久保町（「広島裁判所」明治12・12・15），御調郡尾道久保町456番地（「尾道治安裁判所」明治18・6・30），御調郡尾道久保町542番邸（「尾道治安裁判所」明治20・12・21），尾道市字久保106番邸（「名簿」明治32年）

広島・平民, 明治13年3月代言人・広島免許(以上,「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治17年1月現在・代言人・尾道(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治34年9月27日登録取消・死亡(「官報」明治34・10・4)

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した(「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12)。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると, 創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし, 毎年発行される「広島県統計表」(明治20年~明治28年)中の「公私立各種学校教員生徒」欄に, 広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが, 尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが, 記録するいとまもなく, 短期間に終わったのであろう。

「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書(「私立尾道法律学校規則」を含む)』(明治22年3月, 法政大学ボアソナード現代研究所所蔵, 明治大学史資料センターを通じて画像入手)

**26 和田詫美**「事務所」広島県備後国深津郡西町235番邸(「大阪上等裁判所」明治13・11・13), 深津郡藺町(「広島裁判所」明治14・12・事件番号1227号), 深津郡福山藺町54番邸(「尾道治安裁判所」明治18・5・9), 深津郡福山藺町46番邸(「尾道治安裁判所」明治20・12・19), 深津郡福山町字藺町46番邸(「尾道区裁判所」明治23・12・26)

広島・平民, 明治11年7月代言人・広島免許(以上,「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治17年1月現在・代言人・尾道(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治31年8月10日死亡(「官報」明治32・3・28)

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した(「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12)。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると, 創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし、毎年発行される「広島県統計表」(明治20年～明治28年)中の「公私立各種学校教員生徒」欄に、広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが、尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが、記録するいとまもなく、短期間に終わったのであろう。

「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書(「私立尾道法律学校規則」を含む)』(明治22年3月、法政大学ボアソナード現代研究所所蔵、明治大学史資料センターを通じて画像入手)

**27 宮原每太郎**「事務所」広島県第1大区3小区広島鉄砲町231番邸(「広島県裁判所」明治10・11・14)、広島区鉄砲町40番邸(「広島治安裁判所」明治17・6・12)、広島区鉄砲町39番邸(「広島治安裁判所」明治19・8・30)、広島区鉄砲町43番邸(「広島治安裁判所」明治21・5・4)、広島市鉄砲町43番邸(「名簿」明治32年)、広島市幟町151番邸(「名簿」明治35年)、広島市幟町53番邸ノ2(「名簿」明治36年)、広島市幟町151番邸(「名簿」明治37年)、広島市幟町35番邸(「芸備日日」明治44・6・10)。(注)宮原は、明治39年以降の「名簿」には、登載されていない。

広島・士族、明治9年8月代言人・広島免許(以上、「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9)、明治36年10月広島控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から民事事件受任過料15円(「官報」明治36・11・7)、明治44年6月14日死亡(「芸備日日」明治44・6・14～15、「中国新聞」明治44・6・15)、明治44年6月20日登録取消・死亡(「官報」明治44・6・27)

「片々たる評伝」広陵俳壇に其名を知られたる宮原每太郎氏事六呂堂雪也宗匠は、本年三月頃眼疾に罹り重ぬるに胃腸病の襲ふ所となりて、医師の勧告に依り俳吟を廃して専ら療養に怠りなかりしが、医療功を奏せず七十四歳の高齢を以て、十二日午後七時三十分逝去せり。同宗匠の絶筆とも認め可きものは、去る四月俳弟某氏の懇請に依りて本年の勅題たる「寒月照梅花」の画に対し、「影氷る月にひるます梅の花」の讚を書したるのみ

にて、辞世等は書かざりしとなり（「中国新聞」明治40・6・15）。

「俳壇の宿老逝く」六呂堂雪也の名を以て俳人の間に知られし、宮原每太郎氏の本職は弁護士なりしも、余りに俳名の高さに掩はれ居るやの感ありしが、久しく臥病中なりし処十二日の夜七時卅分遂に死亡したり、悼むべし、遺骸は今十四日午後二時幟町三十五番邸自宅出棺仏式を以て向西館に葬らる（「芸備日日」明治44・6・14）。

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・295頁

**28 林十之助**「事務所」広島区矢賀村（「広島裁判所」明治14・10・24）、広島区荒神町（「広島治安裁判所」明治15・4・簿冊内番号66）、広島区8丁堀（「広島始審裁判所」明治17・3・27）、広島区8丁堀29番邸（「広島治安裁判所」明治18・3・13）、広島区8丁堀24番邸（「広島始審裁判所」明治19・3・27）、広島市8丁堀24番邸（「名簿」明治32年～36年）

嘉永6年8月6日生（「広島商工興信録」大正3年）、広島安芸郡牛田村・士族、明治12年1月代言人・広島免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治22年6月広島市会議員・明治22年6月～明治34年6月間に3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）、明治23年3月広島県会議員・4回当選（「広島県議会史」第2巻・昭和35年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治28年5月広島市参事会員・明治28年5月～明治29年3月間に2回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）、明治32年10月広島県参事会員（「広島県会沿革誌」大正2年）、明治36年1月広島市会副議長（「概説広島市議会史」昭和51年）、明治36年9月広島地方裁判所選挙法違反事件判決・軽禁錮4月選挙権停止8年・明治36年10月控訴棄却（「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年）、明治36年9月広島県会議員失権府県制第6条第2項（「芸備日日」明治36・9・24）、明治36年12月登録取消（「官報」明治37・1・12）、明治38年9月広島市参事会員・明治38年9月～大正4年1月間に3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）、明治43年6月広島市会議員（「概説広島市議会史」昭和51年）、大正2年6月広島市会議員（「概説広島市議会史」昭和51年）

「片々たる評伝」破産管理人、広島県臨時検視官、広島税吏調査委員、其  
572 (250)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

他枚挙に遑あらざる公職にありて、大に市政に貢献あり（「広島県紳士名鑑」大正6年）。

「文献」「現今人名辞典」明治36年・は43頁、「広島商工興信録」大正3年・60頁、「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市31頁、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・294頁

**29 栗原茂之**「事務所」大阪府下堺区宿院町1番地（「解訟証」明治15・11・29）、大阪府北区衣笠町4番地寄留（「大阪控訴裁判所」明治16・9・事件番号1104号、明治17年10月現在「大阪弁護士史稿」昭和12年・1114頁）、広島県備後国深津郡福山胡町55番次新3番邸寄留（「尾道治安裁判所」明治19・10・26）、深津郡福山胡町62番邸寄留（「広島控訴院」明治21・3・31）、御調郡尾道久保町1464番地寄留（「広島始審裁判所尾道支庁」明治21・11・5）、御調郡尾道町字久保寄留（「広島始審裁判所尾道支庁」明治22・6・6）、尾道市字久保82番邸（「名簿」明治32年）、尾道市久保町82番邸「電話」92（「名簿」明治41年）

東京・平民（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治12年9月司法省法学校速成科卒業（「司法省法学校小史」昭和63年）、明治13年10月現在～昭和14年7月現在・大阪上等裁判所判事補（「官員録」明治13年10月・明治14年7月）、明治17年1月代言人・大阪免許、明治20年4月現在・代言人・尾道（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治34年1月尾道市会議員・3回当選（「尾道市議会100年史」資料編・平成10年）、明治42年1月尾道市会議員（「尾道市議会100年史」資料編・平成10年）、明治42年3月16日登録取消・死亡（「官報」明治42・3・25）

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した（「芸備日日」明治22・3・16、明治22・4・12）。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると、創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし、毎年発行される「広島県統計表」（明治20年～明治28年）中の「公私立各種学校教員生徒」欄に、広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが、尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。

設立・開校はしたが、記録するいとまもなく、短期間に終わったのであろう。

「栗原弁護士逝矣」尾道弁護士として錚錚の名高かりし栗原茂之氏は、風邪気味にて十日間許り引籠中なりし処、遂に一昨日午後五時同地自宅に於て逝去し、葬儀は昨日午後三時執行せられたり（「芸備日日」明治42・2・16）。「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書（「私立尾道法律学校規則」を含む）』（明治22年3月、法政大学ボアソナード現代研究所所蔵、明治大学史資料センターを通じて画像入手）、「司法省法学校小史」（「明治法学教育史の研究」手塚豊著作集第9巻・昭和63年・114頁）

**30 高橋榮之助**「事務所」広島市小町95番邸（「名簿」明治32年）、広島市国泰寺村295番邸（「名簿」明治36年）、広島市立町4番地（「名簿」明治38年）、広島市小町4番地（「名簿」明治40年～昭和18年）、「電話」1232（「名簿」大正元年）、「電話」中1232（「名簿」昭和14年～18年）

明治元年11月10日生（「先進会員名簿」）、広島小町・平民（「官報」明治26・1・28）、明治20年3月広島法律学校入学（「芸備日日」明治20・4・1、明治21・2・14）、明治23年7月東京法学院卒業（「東京法学院院友会会員名簿」明治29年・59頁）、明治26年1月代言試験及第（「官報」明治26・1・28）、明治26年1月代言人・東京免許（「日本弁護士史」大正3年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、昭和20年8月6日原爆被爆死亡（「広島弁護士会史」昭和61年）、昭和21年6月29日登録取消・死亡（「官報」昭和21・8・13）

「片々たる評伝」「三余館設立広告」業務の余同人相会して法律を討究し、其研磨の成果をして聊か実務の上に發揮せしめんと欲し、茲に三余館なるものを創設致し候、訴訟の鑑定処理等は専ら合議の例に倣ひ、常に協同して其局に当り可申候 広島市小町国泰寺前三余館 広島市小町百三十九番地弁護士高橋榮之助・広島市下中町八十七番地弁護士高田似壠・広島市大手町四丁目十四番地弁護士田上諸藏・広島市鉄砲屋町九十七番地弁護士法学士土屋達太郎・広島市紙屋町廿九番地弁護士広瀬又次郎 同人各自、自



宅に在て訟務を執ることは従前の通りに有之候（「芸備日日」明治27・12・7）。

高橋榮之助は、横山金太郎が豪遊する際の遊び友達であったという（「巨人新人」昭和3年・786頁）。

「文献」「原爆死亡会員を偲ぶ」（「会報」第19号・昭和50年・19頁）、「被爆死没会員」（「広島弁護士会史」昭和61年・22頁）

**31 谷音助**（旧姓・井上→谷、明治20年末以降改姓）「事務所」岡山県備前国御野郡丸亀町寄留（「神戸裁判所岡山支庁」明治11・9・7）、岡山区山崎町85番屋敷寄留（「岡山始審裁判所」明治15・9・30）、岡山区西中山下40番地（「高梁治安裁判所」明治18・12・25）、岡山県備中国上房郡高梁大工町206番地（「高梁治安裁判所」明治19・9・17）、上房郡高梁中間町1220番邸（「高梁治安裁判所」明治20・9・17）、上房郡高梁中間町17番邸（「高梁治安裁判所」明治21・9・27）、広島県備後国三次郡三次町寄留（「三次区裁判所」明治23・12・25）、双三郡三次町686番邸（「名簿」明治32年～昭和4年）

弘化4年12月5日生（「広島県紳士名鑑」大正6年）、岡山上房郡高梁村・平民、明治11年7月代言人・岡山免許（以上、「帝国代官人姓名録」明治20年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治43年4月広島弁護士会・除名会費不納（「中国法律新報」明治43・5・25）（注、明治43年8月「名簿」には、広島弁護士会員として掲載されているので、不納会費は直ちに納入されたと思われる）、昭和7年4月30日登録取消・死亡（「官報」昭和7・5・16）

「片々たる評伝」君は弘化四年十二月五日を以て、岡山県上房郡高梁村に呱呱の声を揚ぐ。性来温良にして着実斯界稀に見る好個の紳士にして、今や君は老境に入ると雖も、尚壯者を凌駕するの元気を包蔵し法廷に起ちては、理非曲直を質して弁護の重任を完ふし、令名は各地に伝はりて碩々たるものあり。君嘗て少年の時他日の成業に心を刻み、当時の碩儒野中文右衛門氏の門に入り漢学を会得し、英資を抱て険峻峨々たる三百の里道を突破して、東都に入り斯学を研究して当に理想の域に達し、今や偶に其昔日を語る、因に君は囲碁、和歌、俳句に興味を有す（「広島県紳士名鑑」大正6年）。

「文献」「広島県紳士名鑑」大正6年・双三郡18頁

**32 岩本寅治**「事務所」広島市大手町7丁目180番邸（「芸備日日」明治26・5・28）、「出張所」広島県備後国尾道町字久保137番邸（「芸備日日」明治26・5・28）

万延元年2月生，高知加美郡楠目村・士族，明治12年4月東京府小学訓導，明治14年8月依願免訓導（以上，明治20年「官吏進退」14・司法省4・国立公文書館），明治15年2月司法省雇・前橋始審裁判所詰，明治15年5月司法省裁判所書記・前橋始審裁判所詰，明治15年12月太田治安裁判所詰，明治17年6月広島始審裁判所判事補，明治17年8月尾道治安裁判所詰，明治19年3月広島始審裁判所尾道支庁判事補（以上「尾道履歴書」明治28年），明治20年7月松江始審裁判所判事（「官報」明治20・7・9，明治20・7・18），明治20年7月広島始審裁判所判事（「官報」明治20・7・27），明治20年8月広島始審裁判所判事・予審掛（「官報」明治20・8・20），明治23年10月広島地方裁判所判事（「官報」明治23・11・24），明治26年5月依願免本官（「官報」明治26・5・13），明治26年5月弁護士登録・広島，（「官報」明治26・7・8），明治29年5月広島控訴院懲戒裁判判決弁護士法第33条第4号除名・同年7月大審院判決・控訴棄却（「官報」明治29・8・10）

「片々たる評伝」岩本寅治弁護士の懲戒裁判は，窃盗事件控訴審の弁護を受任したが，被告人とその親に，被告人にとって有利となる偽証をさせた事件について審理された。弁護人は，広島控訴院では松山廣居・安倍萬太郎，大審院では大岡育造・岡崎正也であった（「芸備日日」明治29・5・23，明治29・7・28）。

本市の元弁護士たりし岩本寅治氏は，曩に懲戒裁判により弁護士の職を停止せられたるが，今回勅令第十四号によりて無論復職するならんといふ，併し同氏は今度尾道電灯会社へ入社交渉中なれば，良し復職の恩典に浴すると雖も，再び弁護士の職には就かざるべしと，耻を知るの士と云ふべし（「芸備日日」明治30・2・23）。

「岩本寅治氏の消息」当地にて弁護士の業を営み居りし岩本寅治氏は，目下大阪にて紡績機械用の一小器製造の業を創め，近来至極得意の境遇なり

と聞きぬ（「芸備日日」明治32・10・25）。

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・286頁

**33 奥本數奇男**「事務所」広島区大須賀村1183番地（「大阪上等裁判所」明治12・11・27）、広島区大須賀村123番邸（「広島治安裁判所」明治17・9・26）、広島市大須賀村123番邸（「名簿」明治32年）

天保9年12月生（「全国府県会議員姓名録」明治22年・124頁）、広島大須賀村・平民、明治9年12月代言人・広島免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治12年4月県会議員・5回当選（「広島県議会史」第2巻・昭和35年）、明治22年6月広島市会議員（「概観広島市議会史」昭和51年）、明治22年9月広島市参事会員・3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）、明治25年5月広島県会副議長・3回当選（「広島県議会史」第6巻・昭和40年）、明治26年6月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・29）、明治38年4月20日腸チフス死亡（「中国新聞」明治38・4・16、「芸備日日」明治38・4・25）、明治38年4月25日登録取消・死亡（「官報」明治38・5・2）

「片々たる評伝」奥本數奇男氏享年六十又九にして今や其訃を伝ふ、逝去の所は本市西伝染病院にして、逝去の時は廿日午前十一時なりしが、老体に加ふるに腸管扶斯の重患を以てせしは特に痛悼す可きの事に属す、葬儀は今廿五日午後三時大須賀村なる自宅出棺台屋町源光院に於て執行せらる。顧みれば氏は長き公生涯を有せし人にして、初め旧藩の句読師たりしが、当地に於て代言人免許を受けし者の嚆矢たりき、而して明治十二年県会創設の際より幾んど二十年間継続して議員となり、常置委員の如きも創設の際より之に撰任せられ、爾後常置委員、支部会正副議長、県会副議長（四年間）等に在職せしことあり、乃ち支部議員中の先輩、議会の生字引として重んぜられたり、市会も亦廿二年創設の際より議員となり又市参事会員となり市政創始に与かつて功勞あり、且其人や壮健にして欠勤すること殆ど之なかりしが、廿八九年日清戦争の際、市政多事の時に当り市長助役欠員の事あり、又伴市長の上京中若くは佐藤市長（正氏）在京治療中等には、前後数月間市長の職務を摂行せしことあり、其私行に付ては多少の非難を

免れざる所なきに非ずと雖も、然も廿余年の久しき公生涯に於て、氏が県政市政に上に致せる功労も之を没す可からざるものありと謂ふ可し（「芸備日日」明治38・4・25）。

「文献」「腸空扶斯と脳脊髄膜炎」（「中国」明治38・4・22，明治38・4・16），「奥本數奇男氏の訃」（「芸備日日」明治38・4・22，明治38・4・25）

**34 長屋謙二**「事務所」広島県第1大区8小区天満町1261番邸（「広島裁判所」明治11・7・8），広島区竹屋町569番地（「広島治安裁判所」明治15・4・簿冊内番号82），広島区竹屋町165番邸（「広島始審裁判所」明治18・8・25），広島市竹屋町161番邸（「名簿」明治32年～36年）

安政5年9月21日生（「芸備日日」大正2・2・17），広島竹屋町・平民，明治11年7月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明治20年），明治20年4月広島代言人組合副会長（「芸備日報」明治20・4・19），明治21年4月広島代言人組合副会長（「芸備日報」明治21・4・20），明治22年4月広島代言人組合会長（「芸備日日」明治22・4・23），明治26年6月弁護士登録・広島（「官報」明治26・7・1），明治34年9月広島市参事会員・3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），明治37年5月登録取消（「官報」明治37・5・12），明治42年11月広島市水道部長（「中国新聞六十五年史」昭和31年），明治43年9月広島市長（「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年），大正2年2月16日心臓発作死亡（「芸備日日」・「中国新聞」大正2・2・17）。

「片々たる評伝」魁春の花漸く枝頭に咲き芬芳を吐ける有るも、積雪路を封じて春寒料峭人に佳ならず。是時に当り、広島市長長屋謙二氏卒然長逝せるに会す、愁思は積雪の深きよりも深く、涙雨は時気の冷かなるよりも冷かなり。弁護士森田卓爾氏は、其公生活に於ても私生活に於ても多く長屋氏と行動を共にし、交情最も濃やかなるの人、就て其平生を問ふ。氏乃ち愁然として語るらく。

長屋氏は旧広島藩士にして、安政五年九月二十一日広島のに呱呱の声を揚げ、爾来五十有余年の生涯に於て、伝ふ可きもの尠なからず。其公生活に於て、最も著しきものの一、二を云へば、嘗て井上馨侯（当時は伯）が、

外務大臣として条約改正の為、頻りに欧化主義を唱ふるや、谷干城、鳥尾小彌太、杉浦重剛、三宅雪嶺の諸氏之に逆らひて国粹保存を唱へ、国権党の佐々友房氏等亦之に応じ、淺野長勳侯も起つて之に和し広島に下りて政友会を組織するや、長屋氏は之が領袖として大いに活動し、其機関紙として「安芸津新報」を経営したりき。後、大隈伯が外務大臣として、条約改正を断行せんとしたる時に当り、氏はまた之に反対して活動する所有りき。後又、天下の形勢一変して、所謂民党の聯合成り憲政党起るや、氏は余等と共に其勢力扶植に務めたりしが、星亨氏が同党を打破し憲政党分裂して憲政本党起るに及び、氏は同党に属し、爾來引続き同系たる国民党に在りて、市長に就任するに至る迄、隠然其牛耳を執り來れり。

明治二十五年中、氏は中国新聞を經營し、後之を後輩山本三朗氏に譲り渡せり。氏が、市長候補者に推薦せられしは、明治四十二年十月にあり、実に市政刷新同盟会は市の税政を慨して起り、高東氏は遂に職に堪へずして退きたるも、其与党は更に小田貫一氏を推薦し同氏逝去するや、又、渡邊又三郎氏の推薦せらるゝ有り。而して、渡邊氏逝去するに及び、刷新会は遂に長屋氏を推薦するに至りしなり。市長としての氏は、真に好個の適任者にして、氏を識ると識らざるとに論なく、皆其人格に推服したりき。

氏為人廉直にして淡泊、平生讀書を嗜み余姚の学（注、王陽明の学）を宗とせり。又、漁獵を好み時々垂綸の樂みをなし、優遊自適せる所有りき。又、時に友人等と烏鷺の戦ひをなすこと有りしも、所謂木野狐（注、碁盤）に魅せらるゝに至らず。蓋し、未だ深く之を好まざりしなり。家庭の人としての氏は、其慈母に孝なるを以て知られたり。母堂は氏に先立ちて往年世を去りしが、市長たりし氏の一面孝子たりしことは、其人格の程も思ひやられ、確かに人をして畏敬せしむるに足る者有りしなり。氏、元來貨殖の念無し。乃ち又赤貧洗ふが如し、家庭には寡夫人が未婚の令嬢二人を擁しつゝ、尽きぬ涙に其敬愛す可き良人の長逝を悼める有り。真に同情に堪へざるなり。

記者云ふ 長屋氏は資性重厚にして温藉、其人親しむ可きも、狎る可か

らざる所有り。吾人ひそかに之を畏敬せり。而も、未だ半日の閑を得て氏と談るの機を捉ふる有らず。今にして其計に接す、悼惜に堪へざるなり。氏、夙に「広島西郷」の名有り。状貌性格の正に相肖たる所有るを思はずんばあらず。当今、公人たる者、概ね軽佻浮薄、其公生活に於て信頼するに足らざるもの多きと同時に、私生活に於て何等咸称す可き者有らず。而して、氏に於ては公私共に優に他の模範たる可きもの有りき。其親に至孝なりしが如きは、亦以て英雄の気、児女の情併行して悖らざる有り。今や天斯人を亡ぼせり、嗟吁哀しいかな（「芸備日日」大正2・2・17）。

長屋は、明治40年9月広島市参事会員のとき下水道敷設を提唱し、広島市下水道築造事務分掌を受け、明治42年11月広島市水道部長となった（「中国新聞」大正2・2・18）。長屋は、明治43年9月広島市長となり、下水道敷設を推進したが在職中死亡し、下水道はやっと大正5年5月完工した（「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年）。

「文献」「長屋市長略歴」（「中国新聞」大正2・2・18）、「長屋市長の葬儀」（「芸備日日」大正2・2・19）、「長屋市長葬儀」（「中国新聞」大正2・2・20）、「長屋市長の置土産・前に描きたる六案件」（「中国新聞」大正2・2・23）、「広島県先賢伝」昭和18年・66頁、「長屋謙二」（『中国新聞六十五年史』1956年5月・28頁）、「新修広島市史」第7巻・昭和35年・547頁、「20人の広島市長」（「中国新聞」昭和54・3・12夕刊）、「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年・88頁

**35 山内吉郎兵衛**「事務所」広島県備後国恵蘇郡本郷村（「大阪上等裁判所」明治12・12・10）、広島区鉄砲屋町寄留（「広島控訴裁判所」明治17・1・21）、広島区鉄砲屋町19番邸寄留（「広島治安裁判所」明治19・10・4）、恵蘇郡本郷村86番邸・仮住所広島区鉄砲屋町19番邸（「広島始審裁判所」明治21・1・9）、広島市三川町（「芸備日日」明治25・5・4）、広島市三川町89番邸（「名簿」明治32年）、東京府豊多摩郡渋谷町字渋谷65番地（「名簿」大正元年）、豊多摩郡渋谷町大字下渋谷65番地（「名簿」大正2年）、東京市麻布区筈町123番地（「名簿」大正3年）、豊多摩郡下渋谷町268番地藤村章造方（「名簿」大正4年）、名古屋市中区関鍛冶町2丁目7（「名簿」大正7年～昭和2年）、「電話」（名古屋）東2754（「名簿」大正9年～14年）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

嘉永2年8月15日生 (「官報」大正2・1・27), 広島恵蘇郡山内西村・平民 (「帝国代言人姓名録」明治20年), 文久2年10月村吏, 明治2年3月広島藩御用掛・恵蘇郡司郡出張所詰, 明治2年8月兼村吏, 明治4年7月第17大区小区御用掛, 明治6年9月戸長, 明治7年学区取締, 明治8年1月戸長, 明治8年12月依願免職, 明治10年8月恵蘇郡第8小区及同郡東郷村総代人 (以上「衆議院議員列伝」明治34年), 明治12年4月広島県会議員・6回当選 (「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治12年6月代言人・広島免許 (「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治14年6月広島県会副議長 (「広島県議会史」第6巻・昭和40年), 明治26年6月弁護士登録・広島 (「官報」明治26・7・3), 明治27年4月広島県会議長・2回当選 (「広島県議会史」第6巻・昭和40年), 明治31年8月衆議院議員憲政党→帝国党 (「衆議院議員名鑑」平成2年), 明治36年7月東京地方裁判所判決出版条例違反罰金5円 (「芸備日日」明治36・7・18), 明治42年1月登録取消 (「官報」明治42・2・6), 明治45年6月弁護士登録・東京 (「官報」明治45・6・8), 大正元年10月東京控訴院懲戒裁判判決・停職1年 (「官報」大正2・1・27), 大正7年4月登録換・名古屋 (「官報」大正7・4・22), 昭和2年8月21日死亡 (「衆議院議員名鑑」平成2年), 昭和2年8月22日登録取消・死亡 (「官報」昭和2・9・7)

「片々たる評伝」帝国党所属の本県代議士山内吉郎兵衛は、年々歳費差押の命令を受くる厄介者なるが、今回は籍を台北に移し同所より東京迄の旅費を議院に請求したりと云ふ、而して其金額は殆んど二千円に達し少々滑稽の観ありしも、議院にては致方なければ調査の上支払ふことにしたりと云へば、追々斯る転籍流行し遂に議員転籍制限法案なるもの出づるに至るあらば、一層の奇観ならんと云ふ者あり、恥ぢよ彼れ山吉の選挙区民、この醜漢を選出したるは誰ぞ (「芸備日日」明治34・1・15)。

名こそ立派なれ、高利貸に頭を下げぬ連中は僅々二三なれとの評ある衆議院議員中、此程財産差押を受けたるもの五六名ある中にも、本県第七区選出の代議士山内吉郎兵衛の如き、債務最も多しといふ (「芸備日日」明治34・10・10)。

其醜聞のよく他の話題に上る、山内吉郎兵衛氏の事に付、読売新聞に記する所を見るに左の如し。「台湾へ寄留籍を移して旅費の増収を計らんとした衆議院議員山内吉郎兵衛が、今期には招集に応ぜぬ積りであった。其理由は招集に依じて旅費は、右から左へ高利貸に渡るからであった、所が之を聞いたる高利貸の驚きは一方でない、種々嘆願の上、歳費の半額は綺麗に返却して帳消しにするから、是非依じて呉れとの事で、其談判の為め四五日」遅れたのであった。いつもながら、御器量のよき事かな（「芸備日日」明治35・1・25）。

本県の前代議士山内吉郎兵衛氏が、前年議会招集の際、特に多くの旅費を貪らん為め籍を台湾に移したることあるは、世人の熟知する所にして天下の非議を招きたる著しき事実なるが、会計検査院は彼れが曾て台湾に居住したるの証跡なしとて、衆議院の旅費支給を不法なりとし検査報告書に於て弾斥し居れりと云ふ、左れば山内氏既得の不当旅費は政府より追徴せらるべしとの事なり、夫の東京に居住しながら、自己の選挙区よりの旅費を取りつゝある者の如き（井上角五郎氏の如き）も実際に於て不当の取得をなす者と云ふべく、真に徳義に反するの所為なれば、是れ亦た一の問題とするに足るべし（「芸備日日」明治35・11・18）。

「文献」山崎謙『衆議院議員列伝』（衆議院議員列伝発行所・1901年3月・375頁）、  
「現今人名辞典」第3版・明治36年・や33頁、「広島県先賢伝」昭和18年・66頁、「新  
日本人物大観」広島県版・昭和34年・39頁、「衆議院議員名鑑」平成2年・672頁、  
「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・293頁・317頁

**36 玉木市兵衛**「事務所」広島県第1大区6小区元柳町168番邸（「広島新聞」明治11・6・17）、広島区元柳町第27番邸（「広島控訴裁判所」明治18・8・7）、広島区猫屋町76番邸（「広島始審裁判所」明治19・12・22）、広島市西地方町50番邸（「芸備日日」明治26・9・17）、広島市西新町119番邸（「名簿」明治32年）、広島市立町15番邸玉木次郎・玉木市兵衛共同事務所（「芸備日日」明治36・11・3）。（注）玉木市兵衛は、明治37年「名簿」以降には登載されていない。

天保11年9月生（「全国府県会議員姓名録」明治26年・124頁）、広島・平民、



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

明治10年3月 代理人・広島免許 (以上、「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治21年2月 県会議員 (「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治23年7月 代理人・満期資格喪失 (「官報」明治23・7・4), 明治26年4月 代理人・引続営業願聴免許状下付 (「官報」明治26・5・5), 明治26年6月 弁護士登録・広島 (「官報」明治26・7・5), 大正元年8月15日 病死 (「芸備日日」・「中国」大正元・8・16), 大正元年9月11日 登録取消・死亡 (「官報」大正元・9・18)

「片々たる評伝」明治7年12月10日 大阪北洲舎広島支社が設置され, 明治8年4月22日 閉舎された。玉木市兵衛, 吉井護, 長岡直夫, 原田東三郎らは生徒として入舎した (「大阪弁護士史稿」昭和12年・596~597頁)。

玉木は, 囲碁が趣味のようで, 明治22年3月3日 第2回 囲碁大懇親会 (参加者40余名) が河原町洗心楼で開かれた際の幹事をしている (「芸備日日」明治22・3・2, 明治22・3・5)。爪雪と号した。玉木次郎 弁護士の父 (「芸備日日」大正元・8・16)。

「玉木市兵衛様の肖像」左は是れ広島市西地方町の人, 市部県会議員, 元広島組合 代理人, 質屋商にして, 昨年末の通常県会に於ては其日当増額説に賛成の意を表し, 而して其の後ち他の市部議員は何れも改過して前非を悔ひ, 其の受取りたる増額日当金を公共事業の費途に寄付せしにも拘はらず, 只だ独り其改過の実を表せざる名士, 玉木市兵衛様の肖像なり亦掲げて (注, 省略) 県民の記憶に供す (「芸備日日」明治24・1・18)。

**37 高木尉太郎**「事務所」大阪府第3大区1小区江戸堀上通2丁目4番地 寄留 (「大阪上等裁判所」明治12・1・28), 大阪府西区土佐堀裏町22番地 寄留 (「大阪上等裁判所」明治12・8・5), 徳島県阿波国海部郡野江村当時大阪府西区土佐堀裏町 寄留 (「大阪裁判所」明治13・9・16), 広島区田中屋敷400番邸 寄留 (「広島控訴裁判所」明治16・4・4), 広島区田中町13番邸 寄留 (「広島治安裁判所」明治17・9・12), 広島市字田中町13番屋敷 寄留 (「広島治安裁判所」明治22・7・16)

嘉永元年生 (「大阪弁護士会史稿」昭和12年・1105頁), 高知・士族 (「大阪上等裁判所」明治12・1・28)→徳島・士族 (明治13年9月現在「大阪弁護士史稿」昭和12年・1105頁), …明治8年7月~12月現在・15等 出仕名 東県 (「民事判決

原本データベース」国際日本文化研究センター) …, 明治12年1月代言人・高知免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治13年9月現在・代言人・大阪(「大阪弁護士史稿」昭和12年・1105頁), 明治17年1月現在・代言人・広島(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治20年10月代言人・徳島(「芸備日報」明治20・10・19), 明治23年11月代言人・広島(「芸備日日」明治23・11・26), 明治26年6月弁護士登録・広島(「官報」明治26・7・5), 明治27年11月登録取消(「官報」明治27・11・20)

「片々たる評伝」当地の弁護士高木尉太郎は、広島弁護士会へ加入し居らざるより、コハ法律に違ふものなりとて、広島地方裁判所検事局より弁護士会長の許へ、照会する所ありたりと(「芸備日日」明治27・7・7)。

**38 天野鐵輔**「事務所」大阪府東区今橋4丁目4番地(「大阪上等裁判所」明治14・10・24), 大阪府東区北浜4丁目29番地(「大阪始審裁判所」明治18・12・23), 福井県越前国足羽郡佐佳枝上町(「大阪控訴院」明治21・10・29), 福井市佐佳枝町76番地寄留(「大阪控訴院」明治22・11・12), 福井市佐久良下町76番地寄留(「名古屋控訴院」明治23・7・2), 広島県深安郡福山町字米屋町44番邸(「名簿」明治32年), 尾道市字久保41番邸(「名簿」明治33年), 深安郡福山町字東町12番邸(「名簿」明治36年), 福山町字胡町210番邸(「名簿」明治37年), 福山町字西町197番邸(「名簿」明治39年), 福山町本町106番次2番邸(「名簿」明治41年)

広島・平民(「帝国代言人姓名録」明治20年)→大阪・平民(「官報」明治26・6・6), 明治11年1月代言人・広島免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治17年1月現在代言人・大阪(「全国代言人姓名録」明治17年), 明治26年5月弁護士登録・福井(「官報」明治26・6・6), 明治26年11月登録換・広島(「官報」明治26・11・27), 明治43年4月30日登録取消・死亡(「官報」明治43・5・10)

「片々たる評伝」県下福山町に在りて、久しく弁護士職に従事せし、広島弁護士会員天野鐵輔氏は、胃癌を患ひ二ヶ月前より静養中なりしが、薬石効なく竟に白玉楼中の人となれり、茲に謹んで哀悼の至情を表す吁嗟(「中国法律新報」明治43・5・25)。

「文献」「天野弁護士の訃」（「中国法律新報」明治43・5・25）

**39 福本則行**「事務所」尾道市字久保1番邸（「名簿」明治32年），尾道市久保町1番邸（「名簿」明治35年～42年）

安政6年5月10日生，東京下谷区上野西黒門町・士族（旧幕下），明治9年2月埼玉県権少掌，明治10年2月浦和学校5級訓導，明治11年4月戸塚学校4級訓導，明治11年9月依願解任，明治11年10月司法省写字雇，明治13年2月依願雇差免（「尾道履歴書」明治28年），明治13年2月司法省検事局雇，明治13年6月司法省刑事局雇，明治14年4月17等出仕司法省・京都裁判所検事局詰，明治14年11月京都始審裁判所詰，明治14年11月裁判所書記・広島控訴裁判所詰，昭和15年3月判事補・米子始審裁判所詰・予審掛，明治15年7月鳥取重罪裁判所第1期重罪裁判所陪席・予審掛（以上，明治20年「官吏進退」19・司法省9・国立公文書館），明治16年11月鳥取始審裁判所米子支庁詰（「尾道履歴書」明治28年），明治17年7月広島始審裁判所詰，明治18年1月予審掛，明治18年10月広島治安裁判所詰，明治19年6月尾道治安裁判所詰（以上，明治20年「官吏進退」19・司法省9・国立公文書館），明治20年12月判事登用試験及第（「尾道履歴書」明治28年），明治20年12月尾道治安裁判所判事（「官報」明治20・12・27，明治21・1・14），明治21年2月三次始審裁判所判事（「官報」明治21・2・25），明治23年10月尾道区裁判所兼広島地方裁判所判事（「官報」明治23・11・24），明治24年1月尾道区裁判所判事・予審掛（「官報」明治24・1・4），明治24年10月浜田区裁判所判事（「官報」明治24・10・14），明治24年12月浜田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治24・12・2），明治25年1月浜田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治25・1・7），明治25年3月解予審掛（「官報」明治25・3・10），明治25年12月弘前区裁判所判事（「官報」明治25・12・10），明治26年3月小樽区裁判所判事（「官報」明治26・3・25），明治26年10月依願免本官（「官報」明治26・10・12），明治26年11月弁護士登録・広島（「官報」明治26・11・27），明治37年9月広島控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から弁護の委任を受ける過料20円・明治37年9月控訴棄却（「官報」明治37・9・22），明治42年12月東京地方裁判所判決株券偽

造行使重禁固4年（「読売新聞」明治42・12・12），明治43年4月広島弁護士会除名会費不納（「中国法律新法」明治43・5・25），明治44年12月登録取消・弁護士法第5条（「官報」明治44・12・21）

「片々たる評伝」福本則行は、元尾道区裁判所判事を奉職したことがあり、その市民に同人の徳を慕う者が多く、呼返して市参事会の椅子を与えらるということになったが、福本は市民の請いを容れて快く官職を辞して、片手間に弁護士をはじめ、随分人の為にも尽していたが、何うした心の迷いか、明治40年2月に至り、日本郵船株式会社の株券を偽造して之を行使し、姿をくらませた（「中国新聞」明治40・5・11、「読売新聞」明治41・8・27）。福本は、明治41年8月共犯者21名中の1名として逮捕された（「読売新聞」明治41・8・27、「中国新聞」「芸備日日」明治41・8・29）。そして、明治42年12月11日福本は、東京地方裁判所において重禁固4年の判決を受けた（「読売新聞」明治42・12・12）。共犯者5名は、大審院まで争い、明治44年5月29日大審院は上告を棄却して事件は終結した（「大審院刑事判決録」17輯・987頁）。福本は、明治44年12月弁護士法第5条に基づき弁護士登録を取消された。

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・301・314頁

#### 40 廣瀬又次郎「事務所」広島市紙屋町29番邸（「芸備日日」明治26・12・21）

広島山県郡筒賀村・平民（「官報」昭和26・1・28），明治22年7月和仏法律学校卒業（「九大法律学校大勢一覽」明治31年），明治26年1月代言人試験及第（「官報」昭和26・1・28），明治26年1月代言人・東京免許（「日本弁護士史」大正3年），明治26年5月弁護士登録・東京（「官報」明治26・5・26），明治26年12月登録換・広島（「官報」明治26・12・26），明治27年7月違警罪立小便科料5銭（「芸備日日」明治27・7・5，明治27・7・23），…弁護士登録取消…，明治31年8月萩区裁判所判事（「官報」明治31・8・15～16），明治31年12月山口地方裁判所判事（「官報」明治31・12・15），明治33年7月赤間関区裁判所判事（「官報」明治33・7・5），明治34年7月広島区裁判所判事兼広島地方裁判所判事（「官報」明治34・7・23），明治35年5月解本職専広島地方裁判

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

所判事 (「官報」明治35・5・6), 明治39年7月広島控訴院判事 (「官報」明治39・7・26), 明治41年10月23日死亡 (「官報」明治41・10・30)

「片々たる評伝」「廣瀬判事逝去」(「中国法律新報」明治41・10・25) 本県山県郡筒賀村出身なる広島控訴院判事廣瀬又次郎氏は、初め当地に弁護士業を執り、明治卅年判事に擢用せられ、長防二三の法衙に歴任し、尋で広島地方より控訴院に入り、到る処敏思辣腕を以て称せられ、令声嘖々たりしが、昨秋病を獲てより荏苒癒えず、竟に去る廿三日弘暁市外許斐村の僑居に於て永眠せり。享年四十有余三、其病將に革らんとするや、特旨を以て位一級を進められ昇等増俸の命下る時、人拳って惋惜す呼哀哉、遺骸廿五日朝親戚知友之を擁護して故山に向へり、同僚故旧群を成し襟を沾ほして、己斐駅西の郊外に送る。同人高橋榮之助、高田似壠、田上諸藏、土屋達太郎 (在台北) の諸氏曾て三余館 (注、「芸備日日」明治27・11・5) を結び共に律師の職に従ふ、乃ち旧誼を追懐し贈るに誅辞を以てす、曰く

五人一館 三余燕游 話棋問律 敏思罕儔  
青雲機至 十載官秋 令声藉世 宿志將酬  
宵旰劬苦 獲病不膠 溘焉易簣 上白玉樓  
寵恩陞位 閣令孔優 幽明相隔 慟哭曷休

「文献」「弁護士 of 立小便・科料」(「芸備日日」明治27・7・5, 明治27・7・23), 「廣瀬判事逝去」(「芸備日日」明治41・10・25), 「廣瀬判事逝去」(「中国法律新報」明治41・10・25), 「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・275頁

明治27年

**41 中尾捨吉** (旧姓、藤原貞権)「事務所」広島市大手町5丁目9番邸 (「芸備日日」明治27・1・20), 広島市竹屋町29番邸 (「名簿」明治32年～昭和36年)

天保12年9月生 (「公文録」第129巻・明治13年), 高知江の口村 (「著者中尾先生行状略譜」明治40年)・士族→東京・士族 (「国民過去帳」昭和10年), 明治3年7月兵学寮御用掛・兵部省, 明治3年10月兵学寮附大尉代, 明治3年11月陸軍兵学権允, 明治3年12月大尉代差免・兵学寮閱検掛, 明治4年1月

兵学寮取締方，明治4年1月～4月謹慎各1日，明治4年11月兵学大属，明治4年12月幼年舎附，明治5年6月幼年学校副長，明治5年11月幼年学校次官，明治6年8月士官学校掛，明治6年9月陸軍少佐，明治6年11月從6位，明治7年6月謹慎3日生徒帰省日数取調方不行届，明治7年6月第2局第4課長・陸軍省，明治7年7月第2局第4課長被免，明治8年3月司法省7等出仕，明治8年5月東京上等裁判所詰7等判事・司法省，明治10年5月依願免本官（以上「公文録」第129卷・明治13年），明治12年11月民政社設立大阪市土佐堀裏町（「高知県人名辞典」新版・平成11年），明治14年7月現在・静岡裁判所長判事（「官員録」明治14年7月版），明治15年5月現在・安濃津始審裁判所長判事（「官員録」明治15年5月版），明治16年5月現在・大阪控訴裁判所判事（「官員録」明治16年12月版），明治17年5月広島控訴裁判所判事（「官報」明治17・5・3），明治18年5月第2期広島重罪裁判長（「官報」明治18・6・5），明治18年8月第3期広島重罪裁判予備陪席（「官報」明治18・8・19），明治18年10月第4期広島重罪裁判予備陪席（「官報」明治18・11・11），明治19年1月第1期広島重罪裁判陪席（「官報」明治19・1・16），明治19年4月第2期広島重罪裁判予備陪席（「官報」明治19・5・6），明治19年5月広島控訴院評定官（「官報」明治19・5・12～13），第4期広島重罪裁判所陪席（「官報」明治19・10・8），明治20年1月第1期広島重罪裁判所陪席（「官報」明治20・1・15），明治20年4月第2期広島重罪裁判所陪席（「官報」明治20・4・7），明治21年1月第1期広島重罪裁判長（「官報」明治21・1・20），明治21年4月第2期重罪裁判所陪席（「官報」明治21・4・9），明治21年10月第4期広島重罪裁判陪席（「官報」明治21・10・16），明治22年1月第1期広島重罪裁判陪席（「官報」明治22・1・15），明治22年4月第2期重罪裁判予備陪席（「官報」明治22・4・6），明治22年10月第4期広島重罪裁判陪席（「官報」明治22・10・9），明治23年1月第1期広島重罪裁判陪席（「官報」明治23・1・13），明治23年7月第3期広島重罪裁判長（「官報」明治23・7・8），明治23年10月函館控訴院判事（「官報」明治23・11・1），明治26年12月函館控訴院部長・依願免本官（「官報」明治26・12・14，明治26・12・18），

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

明治27年1月弁護士登録・広島（「官報」明治27・1・23）、明治27年5月陽明学講習会設置（「芸備日日」明治27・5・22）、明治36年11月登録換・東京（「官報」明治36・11・25）、明治37年5月14日死亡（「芸備日日」「中国新聞」明治37・5・20）、大正2年2月登録取消・死亡（「官報」大正2・2・25）

「片々たる評伝」広島地方裁判所検事正奥宮政治氏は土州出身の人なるが、氏の家祖は世々陽明学に明達の聞えありて、同地方にては随分有名なるよしなるが、同氏も嘗つて之を学び精達し居ると云へば、今度当地の弁護士中尾捨吉氏等は、奥宮氏と相謀って当市に陽明学講習所なるものを設置し、普く後進子弟に教授すると云ふ（「芸備日日」明治27・5・22）。

昨年迄当地に於て弁護士たりし中尾捨吉氏は、去る十四日病を以て東京飯倉の自邸に逝去せられたり、氏は高知県の士族にして、正六位勳六等に叙せられ、貴族院議員西村亮吉氏の実弟なり、兄弟ともに維新の際国事に奔走し、夙に仏学を修め又森田節齋に文を問ひし事あり、中江萬介光明寺三郎氏等と同志たり、判事に任じ大阪に在職中木内宗五郎の伝を著し民権家判事の名を得、又官報購読義務の命令下るや、司法大臣宛て拙者儀官報購求不致との届書を出せし如き其奇行の一端を知るべし、後当広島控訴院に判官とし、後辞して弁護士たりし事は人の知るところなるが、昨年当地を引払ひて東京に移り老を養ひてありしが、今回訃に接するに至れり、氏水哉と号し陽明学に造詣ありし事も世人の知るところなり（「中国新聞」明治37・5・20）。

「文献」「公文録」第129巻・明治13年7月～12月・官吏進退・国立公文書館、「陽明学講習会設置」（「芸備日日」明治27・5・22）、「中尾捨逝く」（「中国新聞」明治37・5・20）、吉本襄「著者中尾先生行状略譜」（中尾捨吉撰著・吉本襄評釈『良知』、參天閣・1907年12月）、「中尾捨吉」（吉本襄編『校訂 氷川清話』、河野成光館・1909年10月）、寺田正路『統土佐偉人伝』（富士越書店・1911年11月・282頁）、「十州文鈔卷二 正六位中尾捨吉君墓碣銘」（細川順次郎『十州全集』第1巻・細川一之助・30頁）、「国民過去帳」昭和10年・724頁、『高知県人名辞典』新版、高知新聞社・1999年9月・544頁

**42 田上諸藏**「事務所」広島市大手町4丁目14番邸渡邊又三郎法律事務所（明治27年2月「私の生立」昭和2年），広島市下中町80番邸（師範学校前）渡邊又三郎と同じ事務所（「芸備日日」明治28・1・1），広島市鉄砲屋町97番邸（明治30年3月「私の生立」昭和2年），広島市西魚屋町99番邸（「名簿」明治32年），広島市下中町20番地「電話」1116（「名簿」明治37年～昭和15年），「電話」中0116（「名簿」昭和14年～15年）

慶応元年12月28日生（「私の生立」昭和2年），広島広島市小姓町・士族（「官報」明治26・12・18），明治22年7月明治法律学校卒業（「明治大学一覽」昭和12年・3頁），明治26年12月弁護士試験及第（「官報」明治26・12・18），明治27年2月弁護士登録・広島（「官報」明治27・2・15），明治35年1月広島控訴院懲戒裁判判決過失による双方代理譴責森田卓爾・高田似壠共同被告（「官報」明治35・1・8），明治35年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治35・1・17），明治38年1月広島弁護士会会長（「芸備日日」明治37・12・26），明治40年1月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治40・1・3），明治40年6月広島市会議員（「概説広島議会史」昭和51年），大正14年4月広島弁護士会会長（「芸備日日」大正14・4・2），昭和16年3月10日登録取消・死亡（「官報」昭和16・4・12）

「片々たる評伝」田上家は貧しく，田上諸藏は明治14年16歳の時に，叔父の代言人渡邊又三郎に引取られて養育された。田上は，渡邊事務所の書生として働き，明治22年7月明治法律学校を卒業して苦学の末，明治26年12月第1回弁護士試験に及第した。田上は弁護士として成功し，「言語に絶した赤貧のドン底から，当時まだ弁護士仲間でも，あまり用ひなかった自用车を置いて，日々裁判所の門を潜る身になったのは，偏に叔父の賜である」という（「私の生立」昭和2年）。

田上諸藏の次女節子の夫は，弁護士永野護（弁護士永野法城の長男・弁護士永野巖雄の父）である（「広島弁護士会小史」昭和56年）。

「文献」「弁護士得意談 田上諸藏氏談」（「中国新聞」大正5・1・1），「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市80頁，「陪審制度民法改修の研究（4）故障の多い実際問



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (2)

題・遺産と遺言・陪審員は中堅階級から 田上諸藏氏談(「芸備日日」大正8・12・8),「広島百二十傑伝」大正10年・95頁,「広島県人物評伝」大正12年・337頁,「老廷丁の見た広島 of 弁護士(4)依然たる第一線の人・傾聴させる弁論 田上諸藏君(「芸備日日」大正13・4・5),「巨人新人・人物紹介 広島弁護士界の重鎮田上諸藏さん(「中国新聞」大正15・6・9~13,後に「巨人新人」昭和3年・305頁に収録),田上諸藏『私の生立』(田上諸藏・1927年12月),「広島県誌」昭和7年・854頁,田上諸藏『法曹閑話』(田上諸藏・1937年5月),椎木緑司「広島弁護士会小史(「会報」第30号・昭和56年・27頁),「先進(物故)会員を偲ぶ(「広島弁護士会史」昭和61年・502頁),「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・292頁

**43 池田重吉**「事務所」広島市主水町110番邸(「芸備日日」明治27・6・9),広島市下流川町66番邸三坂繁人法律事務所(「芸備日日」明治27・9・26),…小倉市紺屋町(「名簿」大正5年),福岡市天神町(「名簿」大正6年),「電話」福岡2320(「名簿」大正7年),福岡市大名町8「電話」福岡1820(「名簿」大正15年),福岡市地行西町18「電話」7005(「名簿」昭和12年~18年),「電話」西0405(「名簿」昭和14年~18年),「電話」福岡西45(「名簿」昭和25年)

明治4年2月生(「官報」明治28・3・15,明治28・12・21),滋賀県甲賀郡水口村・平民(「官報」明治24・12・12),明治24年7月関西法律学校卒業(「関西大学百年年史」通史編・上巻・113頁),明治24年12月代言人試験及第(「官報」明治24・12・12),明治25年1月代言人・大阪免許(「日本弁護士史」大正3年),明治26年5月弁護士登録・大阪(「官報」明治26・6・2),明治27年6月事務所増設・広島,明治27年9月三坂繁人法律事務所々属(「芸備日日」明治27・9・26),…明治28年2月大津地方裁判所詐欺取財被告事件判決・重禁固1年罰金10円監視6月(「官報」明治28・3・15),明治28年8月安濃津地方裁判所詐欺取財被告事件判決・重禁固7月罰金10円監視6月(「官報」明治28・12・21),明治28年10月名古屋控訴院詐欺取財控訴事件判決・控訴棄却(「官報」明治28・12・21),明治28年11月大審院詐欺取財上告事件判決・上告棄却(「官報」明治28・12・21),明治28年11月登録取消・弁護士法第5条第2号該当(「官報」明治28・12・3)…,大正5年4月弁護士登録・福岡(「官報」大

正5・4・26), 昭和31年11月1日登録取消・死亡(「官報」昭和31・12・12)

「片々たる評伝」明治27年6月池田重吉は大阪から広島に来て、広島市水町(県庁前)に弁護士事務所を増設し、同年9月三阪繁人弁護士事務所にも所属したが(「芸備日日」明治27・9・26), 同年10月2日逮捕され(「中国新聞」明治27・10・4), 三阪弁護士より関係を断絶された(「芸備日日」明治27・10・5)。池田は、詐欺取財被告事件の有罪判決により弁護士資格を失い(弁護士法第5条第2号該当), 明治28年11月弁護士登録を取消された(「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年)。

「訪問記・第四十四回 池田重吉氏」第四回の定期総会に続いて催された在職五十年以上の被表彰者として、福岡県弁護士会から川井正雄氏と共に池田重吉氏が申告されてきた。…明治二十六年三月登録として六十年一月の先生が現れた。まるで狐につままれた様で連合会の登録——いやそれに先立つ法務府の登録もいいかげんなものだったことを思わせる。

ともあれ八十三才の先生御存命中に芽度く表彰を受けられたことは何よりだが、実はこの二十六年三月と云うのも誤りで、明治二十五年代言人時代からの登録だと先生は仰言る。福岡県弁護士会も既に三回目の表彰でやっと気がつかれたとあっては、先生は専ら不徳の致す所と片付けられた。…表彰式場では長野前連合会長に次いで着席、ただ一人五ツ紋付羽織袴のいでたちで、…先生眼光けいけいとして只人ならず、八十三才ただ老顔と評するにはあまりにもの面がまえである。

表彰者代表として謝辞を述べられた時、…こうして渡り来った過去を想う時はうたた感慨にたえないと感想の一端を申されたが、式後お話を聞くと、先生は滋賀県水口の産で関西大学の出身、それも大阪控訴院に月給六円で奉職の余暇通学して卒業し、専門に通学して居る学生等と伍して受験して、二百人中ただの四人が通ったとある。「水口、東海道の水口ぢゃ。それからの生活は波瀾万丈、九州に漂着したのが今から四十年前のことだ。この波乱動乱これを語れば、二日あっても足らんから、今日は止めとこう」ととつつく島もない。

浪花節の名手いや、法廷での弁論が未だに法服をまとして、浪花節調であるから、新任の判検事はビックリ仰天。判事が差し止めようとすると、どこに弁論に節をつけていかぬと制限があるかと逆襲を食って、サワヤカナ弁論の一席を拝聴させられてしまうのだそう。なにしろ総会、表彰式のお祭り騒ぎの中のインタビュー。その翌日はもう離京されて、弁護の第一線に立たれると云うのだから全くの五分間インタビューであった（S・O生「訪問記（第四十四回）池田重吉氏」）。

「文献」S・O生「訪問記（第四十四回）池田重吉氏」（『自由と正義』第4巻第8号、1953年8月・33頁）、『関西大学百年史』通史編・上巻（関西大学・1986年11月・107頁・113頁）、『広島弁護士会沿革誌』明治編続・平成21年・274頁・275頁

**44 粕屋萬尋**「事務所」広島県深津郡福山町字西町3ノ9（「芸備日日」明治26・10・6）、深津郡福山町字西町3ノ丸5番次1番邸（明治26・12・11「退官願」）、深津郡福山町字鍛冶屋町17番邸（「位記返上願」明治30・12・20）

弘化元年8月生、敦賀・士族（以上、「広島県史料」18・明治8年～10年官員履歴、国立公文書館）→広島・平民（明治19年「官吏進退」15・司法省2）、明治6年6月15等出仕敦賀県、明治7年10月敦賀県史生、明治8年5月広島県史生・庶務課進達記録掛専務、明治8年6月広島県権少属・聴訟課聴訟係専務、明治9年5月広島県裁判所福山支庁在勤兼広島県裁判所、明治9年9月12等出仕・兼広島県裁判所、明治10年1月帰庁・7等属・広島県裁判所、明治10年3月広島県裁判所福山支庁在勤・刑事課長民事兼務（以上、「広島県史料」18・明治8年～10年官員履歴、国立公文書館）、明治10年6月14等出仕司法省・広島裁判所在勤、明治10年7月判事補・三次区裁判所長、明治11年5月差免三次区裁判所長、明治13年7月尾道区裁判所長、明治14年8月広島裁判所本庁詰、明治14年9月糾問掛、明治14年11月広島始審裁判所・予審掛、明治15年6月広島控訴裁判所詰、明治16年8月裁判所書記、明治17年4月判事補・広島治安裁判所長（以上、明治19年「官吏進退」15・司法省2）、明治19年7月三次治安裁判所判事（「官報」明治19・7・10、明治19・7・20）、明治22年1月譴責医業に関する犯罪者処刑済其筋への通知遺漏（「官報」

明治22・1・31), 明治22年9月譴責身代限処分に関する違法(「官報」明治22・9・25), 明治23年10月福山区裁判所監督判事(「官報」明治23・11・24), 明治26年5月尾道区裁判所判事(「官報」明治26・5・31), 明治26年9月退職(「官報」明治26・9・13), 明治26年12月依願免本官(「官報」明治26・12・18), 明治27年3月弁護士登録・広島(「官報」明治27・4・13), 明治30年12月24日登録取消(「官報」明治31・1・7)

「片々たる評伝」「広告」萬尋今回老朽事に堪へざるを以て退職を命ぜられ閑散の身と為る, 因て自今養痾の暇左の業に従事し, 酒の流れを生ずるに非ずして, 獄訟の益繁き弊を防ぎ以て老の憂を減ぜんと欲す○民事刑事の訴訟に関する一切の諮詢に応じ, 理非曲直事の成敗を研究説明する事○凡百の契約証書一切の訴訟書類を起草する事○遠近を問はず招待に応じ, 出張し前二項の事を執り, 且つ父老の為め訴訟予防に関する談話を為す事

右総て報酬は多少を論ぜず, 一に依頼者の好意に任す, 但実費は此の限に在らず 広島県深津郡福山町字西町三ノ九 退職判事従六位粕屋萬尋(「芸備日日」明治26・10・6)。

「退官願」敬白萬尋已ニ老朽ニ任ヘザルヲ以テ退職ヲ命セラレタリ窃カニ謂フ今シテ猶ホ本官ヲ辞スルコトヲ知ラザレバ則チ榮ヲ貪リ失ヲ患ルノ譏リ遂ニ免ル可ラズト懺懼交々至ル乃チ謹テ退官ヲ乞フ伏テ願ヲ萬尋ノ乞フ所ヲ採納シテ本官ヲ免セラレンコトヲ恐懼敬白 広島県深津郡福山町字西町五番次一番邸居住平民 明治廿六年十二月十一日 退職判事粕屋萬尋

司法大臣芳川顯正殿(「退官願」明治26年・国立公文書館)

「広告」不平を鳴すに其の道に由らざれば則ち不利多し, 弁護士は人に代て法律に関する不平を鳴すを以て職業と為す者なり, 僕が代鳴…民事訴訟の代理刑事被告の弁護…の依頼に応ずる事務所左の如し, 但紹介を要せず, 一 備後国福山西町三ノ丸五番次一番邸則鳴舎・二 備后国尾道久保町坊地百七十八番邸則鳴舎 則鳴舎主弁護士従六位粕屋萬尋(「芸備日日」明治27・6・10)。

「位記返上」粕屋萬尋は, 明治31年2月, 位記を返上した(「官報」明治

31・2・15)。その理由は、別に資産もなく、恩給年額217円拝受の者として、衣食には差支ないが、日を追って不如意となり、有位者（従6位）たる体面を辱める事になるのを恐れて、位記を返上したいというものであった（「位記返上願」明治31年・国立公文書館）。

「文献」「官員履歴」（「府県史料広島」18・明治8年～10年・国立公文書館）、「退官願」（「任免裁可書」明治26年・任免巻26・国立公文書館）、「位記返上願」（「叙位裁可書」明治31年・叙位巻1・国立公文書館）

**45 上野久之助**「事務所」広島市下流川町66番邸三坂繁人法律事務所（「芸備日日」明治27・9・26）、深津郡福山町字東町54番邸（「名簿」明治32年）、福山町字西町乙229番地（「名簿」明治35年）、福山町大字東町54番邸（「名簿」明治37年）、福山町大字米屋町295番地（「名簿」明治39年）、福山町大字東町743番ノ3（「名簿」明治42年）

元治元年4月8日生、和歌山・平民（以上、明治21年「官吏進退」10・司法省1・国立公文書館）→広島・平民（「官報」明治27・5・15）、明治15年1月広島控訴裁判所雇、明治20年1月叙10等司法省・裁判所書記・今市治安裁判所詰（以上、明治21年「官吏進退」10・司法省1・国立公文書館）、明治20年12月尾道治安裁判所判事試補（「官報」明治21・1・4、明治21・1・10）、明治23年10月尾道区裁判所兼広島地方裁判所判事（「官報」明治23・11・24）、明治25年6月福山区裁判所検事（「官報」明治25・7・2）、明治27年3月依願免本官（「官報」明治27・3・21）、明治27年4月弁護士登録・広島（「官報」明治27・5・15）、明治42年末現在・福山町会議員（「福山市史」下巻、昭和53年・206頁）、明治44年8登録取消（「官報」明治44・8・26）、明治44年8月公証人・広島福山（「官報」明治44・8・30）、大正6年1月7日死亡（「官報」大正6・1・16）

「片々たる評伝」広島地方裁判所所属弁護士上野久之助氏の請求に依り、本月（明治44年8月）十七日同裁判所検事局に於て名簿登録を取消したり（「芸備日日」明治44・8・28）。広島組合弁護士たる上野久之助氏は、弁護士の登録を取消したるが、去る二十五日付を以て、公証人に任ぜられ一昨

(注、9月)七日、福山市東町に役場を開設せり(「芸備日日」明治44・9・9)。

**46 三坂繁人**(「三阪」もある)「事務所」広島市下流川町66番邸(「芸備日日」明治27・9・26)、広島市下中町6番邸(「名簿」明治32年)、「電話」517(「名簿」明治37年~42年)、広島市下中町18番邸(「名簿」明治38年)、広島市研屋町92番地(「名簿」明治41年)、広島市研屋町95番地(「名簿」明治42年)

天保12年5月生、福岡・士族、明治3年3月福岡藩少参事、明治4年3月免本官、明治4年12月額田県少属、明治5年4月額田県権大属、明治6年額田県被廢、明治6年6月11等出仕若松県、明治6年8月権中属、明治7年10月10等出仕若松県、明治8年4月依願免職、明治8年6月10等出仕司法省・大阪上等裁判所在勤、明治8年10月3級判事補、明治9年12月裁判所中属、明治10年1月裁判所権大属、明治10年7月判事補・大阪上等裁判所在勤、明治11年9月判事・大阪上等裁判所在勤(以上、「諸官進退」65巻・国立公文書館)、明治15年5月現在・宮城控訴裁判所判事(「官員録」明治15年5月版)、明治18年2月第1期仙台重罪裁判陪席(「官報」明治18・2・28)、明治18年5月第2期仙台重罪裁判陪席(「官報」明治18・5・18)、明治18年7月東京控訴裁判所判事(「官報」明治18・7・29)、明治18年10月第4期東京重罪裁判陪席(「官報」明治18・10・23)、明治19年5月東京控訴院評定官(「官報」明治19・5・12~13)、明治19年10月第4期東京重罪裁判長(「官報」明治19・10・6)、明治23年7月第3期東京重罪裁判陪席(「官報」明治23・7・5)、明治23年8月甲府始審裁判所長・甲府重罪裁判長(「官報」明治23・8・13、明治23・8・28)、明治23年10月甲府地方裁判所長(「官報」明治23・11・4)、明治25年10月広島地方裁判所長(「官報」明治25・10・22)、明治27年7月退職(「官報」明治27・7・3)、明治27年9月依願免本官(「官報」明治27・9・13)、明治27年9月弁護士登録・広島(「官報」明治27・9・29)、明治34年4月広島控訴院懲戒裁判判決故意の双方代理譴責、明治34年9月控訴審(大審院)判決過失の双方代理譴責(「官報」明治34・10・3)、明治37年1月広島弁護士会長(「芸備日日」明治36・12・22)、明治43年5月25日死亡(「芸備日日」「中国新聞」明治43・5・27)、明治43年5月26日登録取消・死亡(「官

報」明治43・6・4)

「片々たる評伝」三坂弁護士——さきつ頃より褥中の人となり湯薬を相親しむ、吾人は一日も回春の速かならんことを祈る (『中国法律新報』明治43・5・25)。

正五位勳五等弁護士三坂繁人氏は、去る三月中旬以来肝姪病の爲め療養中なりしが、薬石功を奏せずして、一昨廿五日午後七時卅五分研屋町の自宅に於て逝けり、葬儀は本日午後四時東紙屋町の日英教会出棺向西館に於て施行せらるゝ筈なり、享年七十可悼哉、氏は曾て広島地方裁判所長を奉職し官を罷めて後、弁護士となり弁護士会長に挙げられし事もあり、又能楽に多くの趣味を有し居りし事は人の知る所の如し (『中国新聞』明治43・5・27)。

「文献」三坂繁人編・若林秀溪校『檢察必携』[1]・第2輯 (柳原喜兵衛・1877年2月・1877年10月)、三坂繁人『為換手形約束手形条例詳解』(仙台義塾・1883年5月)、若林秀溪・三坂繁人編『帝国裁判所構成法義解』(金港堂・1890年4月)、三坂繁人『民事訴訟法積要』上巻・中巻・下巻 (金港堂・1890年6月・1860年6月・1890年7月)、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・290頁

**47 松元辰之助**「事務所」双三郡三次町 (『名簿』昭和2年)、「電話」三次265 (『名簿』昭和3年)

明治元年9月16日生 (『法曹界人物事典』I)、広島高田郡長田村・平民 (『官報』明治26・12・8)、明治26年7月東京法学院卒業 (『法学新報』第28号・明治26年7月)、明治26年12月弁護士試験及第 (『官報』明治26・12・8)、明治27年2月弁護士登録・東京 (『官報』明治27・3・6)、…弁護士登録取消…、明治27年12月登録・広島 (『官報』明治27・12・26)、明治31年11月登録取消 (『官報』明治31・12・10)、明治31年11月福山区裁判所判事 (『官報』明治31・11・25)、明治32年3月赤間関区裁判所判事 (『官報』明治32・3・23)、明治33年7月山口区裁判所兼山口地方裁判所判事 (『官報』明治33・7・5)、明治34年7月小倉区裁判所判事 (『官報』明治34・7・23)、明治38年4月那覇地方裁判所兼那覇区裁判所判事・予審掛 (『官報』明治38・4・4)、明治39

年1月那覇地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治39・1・4），明治40年1月那覇地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治40・1・4），明治41年1月那覇地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治41・1・4），明治42年1月那覇地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治42・1・4），明治43年1月那覇地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治43・1・4），明治43年4月鹿児島地方裁判所判事（「官報」明治43・4・5），明治43年4月武雄区裁判所判事（「官報」明治43・4・13），明治43年5月伊万里区裁判所判事（「官報」明治43・5・13），大正2年4月福岡区裁判所判事（「官報」大正2・4・22），大正2年5月巖原区裁判所判事（「官報」大正2・5・30），大正3年12月臼杵区裁判所判事（「官報」大正3・12・23），大正5年7月大洲区裁判所判事（「官報」大正5・7・6），大正6年9月大洲区裁判所監督判事（「官報」大正6・9・20），大正8年6月広島区裁判所判事（「官報」大正8・6・21），大正8年7月竹原区裁判所判事（「官報」大正8・7・2），大正9年12月庄原区裁判所判事（「官報」大正9・12・9），大正12年7月三次区裁判所監督判事兼広島地方裁判所三次支部長（「官報」大正12・8・20），大正15年7月広島控訴院部長・退職（「官報」大正15・7・27~28），大正15年9月弁護士登録・広島（「官報」大正15・9・22），昭和9年1月18日死亡（「官報」昭和9・1・25），昭和9年1月23日登録取消・死亡（「官報」昭和9・3・9）

「片々たる評伝」「弁護士従四位勲四等 松元辰之助氏 広島県三次町」氏は広島県の人，明治元年を以て生れ，普通学修後笈を負ふて上京し，我中央大学の前身たる東京法学院に入学し，専ら法学の研究に精励し，明治二十六年七月を以て卒業し，同年第一回弁護士試験に及第し，弁護士開業中，明治三十一年判事に任ぜられ，爾来十余個所に歴補せられ，大正十五年七月広島控訴院部長を最終として退職し，現に広島県三次町に於て，再び弁護士に復帰して奮闘せり，氏の如き真に我が中央大学の偉材と称すべきなり（「中央大学史」昭和2年）。

「文献」「中央大学史」昭和2年・708頁，「法曹界人物事典」I 642頁・II 770頁